

兵庫県瀬戸内海地区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第1号	兵庫漁業協同組合 神戸市漁業協同組合	神戸市兵庫区及び長田区地先	次の点のうちB、ア、イ、ウ及びDを結んだ線及びBとCを結んだ線（防波堤南側に沿う。）とCからDに至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度39.16分、東経135度11.25分） B（北緯34度38.74分、東経135度09.03分） C（北緯34度38.76分、東経135度08.98分） D（北緯34度38.55分、東経135度08.38分） ア（北緯34度38.96分、東経135度11.04分） イ（北緯34度38.60分、東経135度11.42分） ウ（北緯34度38.04分、東経135度08.62分）	次の点のうちB、ア、イ、ウ及びDを結んだ線及びBとCを結んだ線（防波堤南側に沿う。）とCからDに至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端 B 神戸市神戸港長田防波堤東端 C 神戸市神戸港長田防波堤基部 D 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界 ア Aから220度490メートルの点 イ Aから139度885メートルの点 ウ Dから159度1,000メートルの点	第一種共同漁業	わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 とさふし漁業 さざえ漁業 うちむらさき漁業 まてがい漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 さるぼう漁業 ばい漁業 にし漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神戸市兵庫区、長田区	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第2号	神戸市漁業協同組合	神戸市須磨区及び垂水区地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。 （除外区域1） 点オ、カ、キ、ク及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 （除外区域2） 点ク、コ、シ、セ、ソ、タ及びJを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 （除外区域3） 点K、チ、ツ及びサを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 （除外区域4） 点ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ及びハを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 （除外区域5） 点ヒ、フ、ア及びヒを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度38.55分、東経135度08.38分） B（北緯34度37.63分、東経135度03.36分） C（北緯34度37.74分、東経135度02.34分） D（北緯34度38.59分、東経135度01.12分） E（北緯34度38.48分、東経135度08.21分） F（北緯34度38.53分、東経135度07.79分） G（北緯34度38.41分、東経135度08.22分） H（北緯34度38.42分、東経135度06.40分） I（北緯34度38.07分、東経135度05.58分） J（北緯34度38.01分、東経135度05.12分） K（北緯34度37.59分、東経135度03.48分） L（北緯34度38.08分、東経135度01.83分） M（北緯34度37.44分、東経135度1.65分） ア（北緯34度38.04分、東経135度08.62分） イ（北緯34度37.09分、東経135度03.43分） ウ（北緯34度37.29分、東経135度01.99分） エ（北緯34度38.08分、東経135度00.89分） オ（北緯34度38.53分、東経135度07.76分） カ（北緯34度38.29分、東経135度07.76分） キ（北緯34度38.31分、東経135度08.31分） ク（北緯34度38.46分、東経135度08.17分） コ（北緯34度38.37分、東経135度06.32分） シ（北緯34度38.35分、東経135度06.33分） セ（北緯34度38.26分、東経135度06.17分） ソ（北緯34度38.23分、東経135度06.17分） タ（北緯34度38.12分、東経135度05.80分） チ（北緯34度38.10分、東経135度05.80分） ツ（北緯34度38.05分、東経135度05.59分） サ（北緯34度37.99分、東経135度05.12分） ト（北緯34度37.48分、東経135度03.52分） ナ（北緯34度37.68分、東経135度04.53分） ニ（北緯34度37.86分、東経135度04.48分） ヌ（北緯34度38.05分、東経135度01.87分） ネ（北緯34度37.95分、東経135度01.78分） ノ（北緯34度37.89分、東経135度01.81分） ハ（北緯34度37.85分、東経135度01.86分） ヒ（北緯34度37.84分、東経135度01.88分） フ（北緯34度37.64分、東経135度02.24分） ア（北緯34度37.68分、東経135度02.28分） イ（北緯34度37.33分、東経135度01.98分） ウ（北緯34度37.50分、東経135度01.69分） エ（北緯34度37.31分、東経135度01.96分）	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。 （除外区域1） 点オ、カ、キ、ク及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 （除外区域2） 点ク、コ、シ、セ、ソ、タ及びJを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 （除外区域3） 点K、チ、ツ及びサを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 （除外区域4） 点ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ及びハを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 （除外区域5） 点ヒ、フ、ア及びヒを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界 B 神戸市垂水区垂水港東側斜路西端 C アジュール舞子埋立前の最大高潮時海岸線における神戸市垂水区海岸通・東舞子町界 D 最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界 E 神戸市垂水区垂水港田東側護岸に設置した標識 F 神戸市神戸港須磨西防波堤基部西端 G 神戸市神戸港須磨神防波堤東端 H 神戸市須磨区一の谷川反右岸の鉄道護岸角 I 最大高潮時海岸線における神戸市須磨区・垂水区界（環川民中央） J 神戸市垂水区塩屋町管公橋南東端の橋脚直下の護岸角 K 神戸市垂水区垂水港田東側護岸に設置した標識 L 神戸市垂水区東舞子町・西舞子界栗川船場東端 M 明石海峡大橋主塔基礎設置位置中心点 ア Aから159度1,000メートルの点 イ Bから174度1,000メートルの点 ウ Cから213度1,000メートルの点 エ Dから201度1,000メートルの点 オ Fから最大高潮時海岸線に沿い西へ50メートルの点 カ オから179度440メートルの点 キ Gから143度220メートルの点 ク Gから323度の線とEから244度の線との交点 コ Hから鉄道護岸に沿い西へ160メートルの点 ク Kから159度50メートルの点 サ Hから鉄道護岸に沿い西へ470メートルの点 シ サから174度50メートルの点 ス Iから鉄道護岸に沿い東へ345メートルの点 セ スから174度50メートルの点 ソ Iから174度50メートルの点 タ Jから174度50メートルの点 チ Kから164度200メートルの点 ツ ツから167度10分340メートルの点 テ Kから171度45分1,605.08メートルの点 ト Lから最大高潮時海岸線に沿い東へ80メートルの点 ナ トから215度230メートルの点 ニ ナから161度116メートルの点 ヌ ニから128度105メートルの点 ノ ニから115度40メートルの点 ハ ノから125度666メートルの点 ハ ノから35度の線と最大高潮時海岸線との交点 ヒ Mから110度570メートルの点 フ ヒから305度の線とウとエを結んだ線との交点 ヘ ヒから215度の線とウとエを結んだ線との交点	第一種共同漁業、第三種共同漁業	わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 とさふし漁業 さざえ漁業 うちむらさき漁業 ばかがい漁業 あかがい漁業 まてがい漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 さるぼう漁業 ばい漁業 にし漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 地びき網漁業	2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神戸市須磨区、垂水区	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第3号	神戸市漁業協同組合 兵庫漁業協同組合	神戸市兵庫区から同市垂水区に至る間の地先 (除外区域1) 点キ、ク、シ、フ、J、コ及びHを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域2) 点サ、シ、セ、タ、チ、ツ及びLを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域3) 点M、テ、ト及びナを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域4) 点ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ及びFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域5) 点ヘ、ホ、マ、ミ及びヘを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯34度39.16分、東経135度11.25分 B 北緯34度38.07分、東経135度05.58分 C 北緯34度37.63分、東経135度03.36分 D 北緯34度37.74分、東経135度02.34分 E 北緯34度38.59分、東経135度01.12分 F 北緯34度38.74分、東経135度09.03分 G 北緯34度38.76分、東経135度08.98分 H 北緯34度38.48分、東経135度08.21分 I 北緯34度38.53分、東経135度07.79分 J 北緯34度38.41分、東経135度08.22分 K 北緯34度38.42分、東経135度06.40分 L 北緯34度38.01分、東経135度05.12分 M 北緯34度37.59分、東経135度03.48分 N 北緯34度38.08分、東経135度01.83分 O 北緯34度37.44分、東経135度01.63分 ア 北緯34度38.96分、東経135度11.04分 イ 北緯34度38.02分、東経135度12.03分 ウ 北緯34度37.00分、東経135度05.72分 エ 北緯34度36.82分、東経135度03.46分 オ 北緯34度37.06分、東経135度01.81分 カ 北緯34度37.83分、東経135度00.77分 キ 北緯34度38.53分、東経135度07.76分 ク 北緯34度38.29分、東経135度07.76分 シ 北緯34度38.31分、東経135度08.31分 ソ 北緯34度38.46分、東経135度08.17分 サ 北緯34度38.37分、東経135度06.32分 シ 北緯34度38.35分、東経135度06.33分 ス 北緯34度38.26分、東経135度06.17分 セ 北緯34度38.23分、東経135度06.17分 ソ 北緯34度38.12分、東経135度05.80分 タ 北緯34度38.10分、東経135度05.80分 チ 北緯34度38.05分、東経135度05.59分 ツ 北緯34度37.99分、東経135度05.12分 テ 北緯34度37.48分、東経135度03.52分 ト 北緯34度37.68分、東経135度04.53分 ナ 北緯34度37.86分、東経135度04.48分 ニ 北緯34度38.05分、東経135度01.87分 ヌ 北緯34度37.95分、東経135度01.78分 ノ 北緯34度37.89分、東経135度01.81分 ハ 北緯34度37.85分、東経135度01.86分 ヒ 北緯34度37.84分、東経135度01.88分 ヘ 北緯34度37.64分、東経135度02.24分 ホ 北緯34度37.68分、東経135度02.28分 マ 北緯34度37.33分、東経135度01.98分 ミ 北緯34度37.68分、東経135度01.39分 メ 北緯34度37.54分、東経135度01.28分 ム 北緯34度37.20分、東経135度01.87分	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ及びEを結んだ線及びFとGを結んだ線（防波堤に沿う。）と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。 (除外区域1) 点キ、ク、シ、フ、J、コ及びHを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域2) 点サ、シ、セ、タ、チ、ツ及びLを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域3) 点M、テ、ト及びナを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域4) 点ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ及びFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域5) 点ヘ、ホ、マ、ミ及びヘを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端 B 最大高潮時海岸線における神戸市須磨区・垂水区界（堺川尻中央） C 神戸市垂水区港東側斜路西端 D アジュール舞子埋立前の最大高潮時海岸線における神戸市垂水区海岸通・東舞子町界 E 最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界 F 神戸市神戸港長田防波堤東端 G 神戸市神戸港長田防波堤基部 H 神戸市須磨区外浜町地先、神戸市船泊施設処理場護岸角 I 神戸市神戸港須磨西防波堤基部西端 J 神戸市神戸港須磨西防波堤東端 K 神戸市須磨区一の谷川尻右岸の鉄道護岸角 L 神戸市垂水区塩屋町宮倉橋南東側の橋脚直下の護岸角 M 神戸市垂水区港町東側堤に設置した標識 N 神戸市垂水区東舞子町・西舞子町界東川船泊場東端 O 明石海峡大橋主塔基礎設置位置中心 ア Aから220度490メートルの点 イ Aから139度2,300メートルの点 ウ Bから174度2,000メートルの点 エ Cから174度1,500メートルの点 オ Dから213度1,500メートルの点 カ Eから201度1,500メートルの点 キ Y 1から最大高潮時海岸線に沿い西へ50メートルの点 ク キから179度440メートルの点 ケ Jから143度220メートルの点 コ Jから323度の線とHから244度の線の交点 サ Kから鉄道護岸に沿い西へ160メートルの点 シ サから159度50メートルの点 ソ Kから鉄道護岸に沿い西へ470メートルの点 セ スから174度50メートルの点 タ Bから鉄道護岸に沿い東へ345メートルの点 チ ツから174度50メートルの点 テ Lから174度50メートルの点 ト Mから166度200メートルの点 ナ ナから167度10分340メートルの点 ニ Mから71度45分1,605.08メートルの点 ヌ Nから最大高潮時海岸線に沿い東へ80メートルの点 ノ ニから215度230メートルの点 ハ ノから101度116メートルの点 ヒ ノから128度105メートルの点 ヘ ノから115度40メートルの点 ホ ヒから125度666メートルの点 マ フヒから35度の線と最大高潮時海岸線との交点 ミ ヘから110度570メートルの点 メ ヘから305度1,100メートルの点 ム ホから215度300メートルの点 ミ マから125度1,100メートルの点	第二種共同漁業	建造物漁業 いかご網漁業 雑漁かご網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神戸市兵庫区、長田区、須磨区	—	
共第4号	神戸市漁業協同組合	神戸市須磨区須磨浦通神合	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯34度38.06分、東経135度06.27分 ア 北緯34度37.96分、東経135度06.29分 イ 北緯34度38.17分、東経135度07.21分 ウ 北緯34度37.93分、東経135度07.26分 エ 北緯34度37.72分、東経135度06.34分	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市立須磨海づり公園管理塔中心点 ア Aから170度175メートルの点 イ Aから75度1,450メートルの点 ウ イから170度450メートルの点 エ Aから170度450メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神戸市須磨区	—
共第5号	神戸市漁業協同組合	神戸市垂水区塩屋町神合	次の点のうちウ、エ、オ、カ及びウを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯34度38.07分、東経135度05.58分 B 北緯34度37.95分、東経135度04.94分 ア 北緯34度38.05分、東経135度05.42分 イ 北緯34度37.96分、東経135度04.97分 ウ 北緯34度37.79分、東経135度05.51分 エ 北緯34度37.68分、東経135度05.54分 オ 北緯34度37.60分、東経135度05.09分 カ 北緯34度37.70分、東経135度05.05分	次の点のうちウ、エ、オ、カ及びウを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における神戸市須磨区・垂水区界（堺川尻中央） B 神戸市垂水区塩屋町谷川尻左岸の護岸南西角 ア Aから最大高潮時海岸線に沿い西へ250メートルの点 イ Bから護岸に沿い東へ50メートルの点 ウ アから165度500メートルの点 エ アから165度700メートルの点 オ イから165度700メートルの点 カ イから165度500メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神戸市須磨区	—
共第6号	神戸市漁業協同組合	神戸市須磨区一の谷から同市垂水区平磯に至る間の神合	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯34度37.30分、東経135度03.92分 ア 北緯34度37.41分、東経135度04.61分 イ 北緯34度37.25分、東経135度04.66分 ウ 北緯34度37.59分、東経135度06.21分 エ 北緯34度37.75分、東経135度06.16分	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市垂水区地先平磯灯標中心点 ア Aから78度30分1,100メートルの点 イ Aから165度300メートルの点 ウ イから78度2,450メートルの点 エ ウから345度300メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神戸市須磨区	—

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第7号	神戸市漁業協同組合	神戸市垂水区平蔵沖合	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 (除外区域) 点オ、カ、キ及びオを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度37.65分、東経135度03.52分) B (北緯34度37.59分、東経135度03.48分) C (北緯34度37.86分、東経135度04.48分) D (北緯34度37.87分、東経135度04.55分) ア (北緯34度37.71分、東経135度04.57分) イ (北緯34度37.33分、東経135度04.61分) ウ (北緯34度37.11分、東経135度03.59分) エ (北緯34度37.49分、東経135度03.54分) オ (北緯34度37.70分、東経135度04.53分) カ (北緯34度37.68分、東経135度04.53分) キ (北緯34度37.55分、東経135度03.86分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 (除外区域) 点オ、カ、キ及びオを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市垂水区福田尻左岸の観測塔基部南東角 B 神戸市垂水区漁港田東側護岸に設置した標識 C Bから71度45分1,605.08メートルの点 D Cから最大高潮時海岸線に沿い東へ100メートルの点 ア Dから174度300メートルの点 イ Dから174度1,000メートルの点 ウ Aから174度1,000メートルの点 エ Aから174度300メートルの点 オ Cから167度10分300メートルの点 カ Cから167度10分340メートルの点 キ オから254度20分の線とカから256度30分の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神戸市須磨区	—
共第8号	神戸市漁業協同組合	神戸市垂水区西舞子町沖合	次の点のうちイ、ウ、エ、オ及びイを結んだ線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 (除外区域) 点イ、コ、キ、ク、ケ及びイを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度37.99分、東経135度01.94分) B (北緯34度38.36分、東経135度01.54分) C (北緯34度38.08分、東経135度01.83分) ア (北緯34度38.49分、東経135度01.33分) イ (北緯34度37.94分、東経135度01.87分) ウ (北緯34度37.72分、東経135度01.62分) エ (北緯34度38.22分、東経135度01.02分) オ (北緯34度38.43分、東経135度01.27分) カ (北緯34度38.05分、東経135度01.87分) キ (北緯34度37.95分、東経135度01.78分) ク (北緯34度37.89分、東経135度01.81分) ケ (北緯34度37.88分、東経135度01.81分) コ (北緯34度37.98分、東経135度01.81分)	次の点のうちイ、ウ、エ、オ及びイを結んだ線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 (除外区域) 点イ、コ、キ、ク、ケ及びイを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市垂水区舞子公園南西角にある砲台跡碑 B 神戸市垂水区西舞子町山田川尻右岸 C 神戸市垂水区東舞子町・西舞子東舞川船場堤東端 ア Bから最大高潮時海岸線に沿い西へ400メートルの点 イ Aから224度150メートルの点 ウ Aから224度700メートルの点 エ Aから224度700メートルの点 オ Aから224度150メートルの点 カ Cから最大高潮時海岸線に沿い東へ80メートルの点 キ カから215度230メートルの点 ク キから161度116メートルの点 ケ クから128度の線とAから224度の線との交点 コ カとキを結んだ線とイとオを結んだ線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神戸市須磨区	—
共第9号	明石浦漁業協同組合	神戸市・明石市界から明石市中崎に至る間の地先	次の点のうちア、イ、ウ及びエを順次結んだ線、エからオに至る最大高潮時海岸線、オ、カ、キ及びエを順次結んだ線並びにクからアに至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 ア (北緯34度38.59分、東経135度01.12分) イ (北緯34度37.83分、東経135度00.77分) ウ エから174度1,200メートルの点 エ (北緯34度38.50分、東経134度59.48分) オ (北緯34度38.53分、東経135度00.09分) カ (北緯34度38.53分、東経135度00.64分) キ (北緯34度38.53分、東経135度00.71分) ク (北緯34度38.46分、東経135度01.03分)	次の点のうちア、イ、ウ及びエを順次結んだ線、エからオに至る最大高潮時海岸線、オ、カ、キ及びエを順次結んだ線並びにクからアに至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 ア 最大高潮時海岸線における明石市・神戸市界 イ アから201度1,500メートルの点 ウ エから174度1,200メートルの点 エ 明石市明石港東外港南防波堤西端 オ 明石市大蔵海岸通2丁目地先埋立地護岸南西角 カ 明石市大蔵海岸通2丁目地先埋立地護岸南東角 キ 明石市大蔵海岸通1丁目地先埋立地護岸南西角 ク 明石市大蔵海岸通1丁目地先埋立地護岸南東角	第一種共同漁業、第二種共同漁業	わかめ漁業 かき漁業 あさり漁業 さざえ漁業 うらむらさき漁業 なまこ漁業 たこ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 いそ朝網漁業	2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市大蔵八幡町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵天神町、殿治屋町、相生町、桜町、本町、朝霧町、朝霧山手町、東野町、太エ、明石市材木町、榎屋町、西富実町、大蔵谷、材木町、榎屋町、日富実町、大蔵町、港町、御町。	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第10号	明石浦漁業協同組合	明石市明石港中外港から明石市船上に至る間の地先	次の点のうちB、C及びアを結んだ線（防波堤に沿う）並びにア、イ、ウ、エ、オ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市明石港東外港南防波堤西端 B 明石市明石港中外港南防波堤 基部 C 明石市明石港中外港南防波堤 隅角部 D 明石市船上下水処理場排水口中央 ア Cから防波堤に沿い西へ50メートルの点 イ Aから134度100メートルの点 ウ Aから174度50メートルの点 エ ウから174度1,150メートルの点 オ Dから184度1,200メートルの点	次の点のうちB、C及びアを結んだ線（防波堤に沿う）並びにア、イ、ウ、エ、オ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市明石港東外港南防波堤西端 B 明石市明石港中外港南防波堤 基部 C 明石市明石港中外港南防波堤 隅角部 D 明石市船上下水処理場排水口中央 ア Cから防波堤に沿い西へ50メートルの点 イ Aから134度100メートルの点 ウ Aから174度50メートルの点 エ ウから174度1,150メートルの点 オ Dから184度1,200メートルの点	第一種共同漁業	かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市材木町、榎屋町、日富実町、大蔵町、港町、御町。	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第11号	林崎漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合	明石市船上町から明石市魚住町・二見町東二見界に至る間の地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度38.60分、東経134度58.58分) B (北緯34度41.57分、東経134度53.33分) ア (北緯34度37.95分、東経134度58.52分) イ (北緯34度39.49分、東経134度52.61分)	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市船上下水処理場排水口中央 B 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界 ア Aから184度1,200メートルの点 イ Bから196度4,000メートルの点	第一種共同漁業	かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市船上町、林1～3丁目、林崎町、林1～3丁目、松江、藤江、大久保町八木、大久保町江井島、大久保町西島、魚住町中尾、魚住町西岡	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第12号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合	明石市明石港中外港から明石市魚住町・二見町東二見界に至る間の地先	次の点のうちB、C及びアを結んだ線（防波堤に沿う。）並びにア、イ、ウ、エ、オ、カ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度38.50分、東経134度59.48分) B (北緯34度38.53分、東経134度59.39分) C (北緯34度38.50分、東経134度59.39分) D (北緯34度38.60分、東経134度58.58分) A (北緯34度38.49分、東経134度59.36分) イ (北緯34度38.45分、東経134度59.41分) ウ (北緯34度38.47分、東経134度59.48分) エ (北緯34度37.85分、東経134度59.56分) オ (北緯34度37.95分、東経134度58.52分) カ (北緯34度39.49分、東経134度52.61分)	次の点のうちB、C及びアを結んだ線（防波堤に沿う。）並びにア、イ、ウ、エ、オ、カ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市明石港東外港南防波堤西端 B 明石市明石港中外港南防波堤 基部 C 明石市明石港中外港南防波堤隅角部 D 明石市船上下水処理場排水口中央 E 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界 ア Cから防波堤に沿い西へ50メートルの点 イ Aから134度100メートルの点 ウ Aから174度50メートルの点 エ ウから174度1,150メートルの点 オ Dから184度1,200メートルの点 カ Eから196度4,000メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	わかめ漁業 あさり漁業 さざえ漁業 あひらさき漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 なまこ漁業 たこ漁業 あわび漁業 さるぎ漁業 とこぶし漁業 いそ朝網漁業 地びき網漁業	2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市材木町、榎屋町、日富実町、大蔵町、港町、御町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江、大久保町八木、大久保町江井島、大久保町西島、魚住町中尾、魚住町西岡	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第13号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合	明石市御町地先から林町地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度38.41分、東経134度59.02分) ア (北緯34度38.39分、東経134度58.82分) イ (北緯34度38.19分、東経134度58.79分) ウ (北緯34度38.19分、東経134度58.05分) エ (北緯34度38.38分、東経134度58.05分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市明石港西外港沖防波堤東灯台中心点 ア Aから263度52分290メートルの点 イ Aから188度370メートルの点 ウ イから270度1,120メートルの点 エ ウから360度362メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市材木町、榎屋町、日富実町、大蔵町、港町、御町、船上町、林1～3丁目、松江、藤江、大久保町八木、大久保町江井島、大久保町西島、魚住町中尾、魚住町西岡	—

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第14号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合	明石市林から松江地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度38.64分、東経134度57.98分) ア (北緯34度38.37分、東経134度57.80分) イ (北緯34度38.23分、東経134度57.83分) ウ (北緯34度38.05分、東経134度56.55分) エ (北緯34度38.19分、東経134度56.52分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市林崎港5号防波堤灯台中心点 ア Aから209度30分570メートルの点 イ Aから170度30分270メートルの点 ウ イから260度30分1,980メートルの点 エ Aから260度30分1,980メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市 同上	—
共第15号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合	明石市大久保町地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度41.01分、東経134度53.99分) ア (北緯34度39.34分、東経134度53.99分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市魚住港西防波堤南東端 ア Aから180度の線とBから180度の線の交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市	—
共第16号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合	同上	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度40.41分、東経134度54.64分) ア (北緯34度40.18分、東経134度55.63分) イ (北緯34度40.07分、東経134度55.56分) ウ (北緯34度40.28分、東経134度55.01分) エ (北緯34度40.39分、東経134度55.08分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから108度30分1,560メートルの点 イ Aから114度1,530メートルの点 ウ イから295度930メートルの点 エ Aから295度930メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市材木町、榎屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江、大久保町谷八木、大久保町八木、大久保町江井島、大久保町西島、魚住町中尾、魚住町西岡	—
共第17号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合	明石市魚住町沖合	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度45.53分、東経135度01.35分) B (北緯34度36.55分、東経135度00.13分) ア (北緯34度38.62分、東経134度52.39分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市西区雄岡山頂上 B 淡路市松帆崎北端 ア Aから227度の線とBから288度の線の交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市	—
共第18号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合	明石市二見町沖合	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度45.53分、東経135度01.35分) B (北緯34度36.55分、東経135度00.13分) ア (北緯34度38.12分、東経134度50.29分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市西区雄岡山頂上 B 淡路市松帆崎北端 ア Aから231度の線とBから281度の線の交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市	—
共第19号	高砂漁業協同組合 東播磨漁業協同組合 播磨町漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合	明石市二見町東二見から加古郡播磨町に至る間の地先	次の点のうちA、ア、エ、オ、キ、カ、ク、コ、シ及び申を結んだ線並びに明石市東播磨港二見新設止西防波堤と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度41.57分、東経134度53.33分) B (北緯34度43.11分、東経134度48.53分) ア (北緯34度39.49分、東経134度52.61分) イ (北緯34度42.96分、東経134度48.78分) ウ (北緯34度41.75分、東経134度48.15分) エ (北緯34度41.06分、東経134度49.51分) オ (北緯34度41.26分、東経134度49.69分) カ (北緯34度41.42分、東経134度49.84分) キ (北緯34度41.27分、東経134度49.75分) ク (北緯34度41.79分、東経134度50.18分) ケ (北緯34度41.64分、東経134度50.90分) コ (北緯34度41.01分、東経134度52.65分) サ (北緯34度41.60分、東経134度53.09分) シ (北緯34度41.19分、東経134度52.81分)	次の点のうちA、ア、エ、オ、キ、カ、ク、コ、シ及び申を結んだ線並びに明石市東播磨港二見新設止西防波堤と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見 B 加古川市金沢町地先神戸製鋼所加古川製鉄所埋立地護岸南西角 ア Aから196度4,000メートルの点 イ Bから護岸に沿い東へ500メートルの点 ウ イから204度2,430メートルの点 エ アとウを結んだ線におけるアから5,554メートルの点 オ エから37度10分467メートルの点 カ オから37度10分385メートルの点 キ カから208度310メートルの点 ク カから37度10分840メートルの点 ケ クから104度1,140メートルの点 コ クから113度20分2,910メートルの点 サ Aから277度20分380メートルの点 シ サから203度20分の線とコから35度40分の線の交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	わかめ漁業 かき漁業 あさり漁業 うらむらさき漁業 あながい漁業 またがい漁業 たらぎ漁業 みるくい漁業 さるぼう漁業 つめたがい漁業 にし漁業 はまぐり漁業 あわび漁業 とぶし漁業 さざえ漁業 とりがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業 しやこ漁業 いて刺網漁業	2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市二見町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市高砂町南浜町、高砂町東宮町、高砂町戎町、高砂町西宮町、高砂町材木町、高砂町船頭町、高砂町清水町、荒井町若宮町、荒井町東本町、荒井町扇町、荒井町南浜町、荒井町中町、荒井町千鳥1～3丁目、荒井町蓮池1～3丁目、荒井町日之出町、荒井町新浜1～3丁目、荒井町御祭1～3丁目	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第26号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合 富島漁業協同組合 淡野浦漁業協同組合 青波浦漁業協同組合 室津浦漁業協同組合	同上	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度36.39分、東経134度59.60分) B (北緯34度30.46分、東経134度55.36分) ア (北緯34度34.23分、東経134度48.33分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市江崎灯台中心点 B 淡路市常陸寺山頂上 ア Aから297度の線とBから303度の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市材木町、樺屋町、日富美町、大蔵町、港町、岬町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江、二見町、淡路市野島江崎、野島大川、野島基浦、野島平林、野島盛木、倉木、小倉、長島、富島、浅野南、斗ノ内、浅野神田、青波、室津	—
共第27号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合 富島漁業協同組合 淡野浦漁業協同組合 青波浦漁業協同組合 室津浦漁業協同組合	同上	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度30.46分、東経134度55.36分) B (北緯34度21.46分、東経134度50.33分) ア (北緯34度34.90分、東経134度45.67分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市常陸寺山頂上 B 洲本市先山頂上 ア Aから299度の線とBから344度の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市材木町、樺屋町、日富美町、大蔵町、港町、岬町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江、二見町、淡路市野島江崎、野島大川、野島基浦、野島平林、野島盛木、倉木、小倉、長島、富島、浅野南、斗ノ内、浅野神田、青波、室津	—
共第28号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合 富島漁業協同組合 淡野浦漁業協同組合 青波浦漁業協同組合 室津浦漁業協同組合	同上	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度30.46分、東経134度55.36分) B (北緯34度21.46分、東経134度50.33分) ア (北緯34度34.19分、東経134度46.49分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市常陸寺山頂上 B 洲本市先山頂上 ア Aから297度の線とBから346度の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市材木町、樺屋町、日富美町、大蔵町、港町、岬町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江、二見町、淡路市野島江崎、野島大川、野島基浦、野島平林、野島盛木、倉木、小倉、長島、富島、浅野南、斗ノ内、浅野神田、青波、室津	—
共第29号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合 富島漁業協同組合 淡野浦漁業協同組合 青波浦漁業協同組合 室津浦漁業協同組合	同上	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度30.46分、東経134度55.36分) B (北緯34度21.46分、東経134度50.33分) ア (北緯34度33.53分、東経134度46.14分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市常陸寺山頂上 B 洲本市先山頂上 ア Aから292度の線とBから344度の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市材木町、樺屋町、日富美町、大蔵町、港町、岬町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江、二見町、淡路市野島江崎、野島大川、野島基浦、野島平林、野島盛木、倉木、小倉、長島、富島、浅野南、斗ノ内、浅野神田、青波、室津	—
共第30号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合 富島漁業協同組合 淡野浦漁業協同組合 青波浦漁業協同組合 室津浦漁業協同組合	同上	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度31.52分、東経134度52.68分) イ (北緯34度33.30分、東経134度46.25分) イ (北緯34度33.05分、東経134度46.25分) ウ (北緯34度33.05分、東経134度45.99分) エ (北緯34度33.36分、東経134度45.87分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市淡路室津浦西防波堤灯台中心点 ア Aから288度27分10.374メートルの点 イ Aから180度453メートルの点 ウ Aから270度390メートルの点 エ ウから342度30分600メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市材木町、樺屋町、日富美町、大蔵町、港町、岬町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江、二見町、淡路市野島江崎、野島大川、野島基浦、野島平林、野島盛木、倉木、小倉、長島、富島、浅野南、斗ノ内、浅野神田、青波、室津	—
共第31号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合	明石市藤江地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度38.64分、東経134度57.98分) ア (北緯34度37.97分、東経134度55.07分) イ (北緯34度37.91分、東経134度55.08分) ウ (北緯34度37.83分、東経134度54.60分) エ (北緯34度37.90分、東経134度54.58分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市林崎港5号防波堤灯台中心点 ア Aから254度30分4.620メートルの点 イ Aから253度4.635メートルの点 ウ Aから259度30分750メートルの点 エ Aから259度30分750メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市材木町、樺屋町、日富美町、大蔵町、港町、岬町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江、大久保町谷八木、大久保町八木、大久保町江井島、大久保町西島、魚住町中尾、魚住町西岡	—
共第32号	明石浦漁業協同組合	明石市大蔵町地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度38.50分、東経134度59.48分) ア (北緯34度38.40分、東経135度00.06分) イ (北緯34度38.19分、東経134度59.99分) ウ (北緯34度37.98分、東経135度00.52分) エ (北緯34度38.16分、東経135度00.88分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市明石港東外港南防波堤灯台中心点 ア Aから101度900メートルの点 イ Aから195度410メートルの点 ウ Aから115度900メートルの点 エ ウから36度410メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市大蔵八幡町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本陣、大蔵天神町、鍛冶垣町、相生町、桜町、本町、朝霧町、朝霧山手町、東野町、太字、初山町、東朝霧丘、西朝霧丘、大蔵谷、材木町、樺屋町、日富美町、大蔵町、港町、岬町	—
共第34号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合	明石市大久保町地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度40.41分、東経134度54.64分) ア (北緯34度39.51分、東経134度54.39分) イ (北緯34度39.31分、東経134度54.17分) ウ (北緯34度39.42分、東経134度54.03分) エ (北緯34度39.62分、東経134度54.25分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから193度1,700メートルの点 イ Aから221度50分500メートルの点 ウ Aから312度30分300メートルの点 エ ウから41度50分500メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市材木町、樺屋町、日富美町、大蔵町、港町、岬町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江、大久保町谷八木、大久保町八木、大久保町江井島、大久保町西島、魚住町中尾、魚住町西岡	—

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第35号	東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合	明石市二見町地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度41.52分、東経134度53.19分) ア (北緯34度41.53分、東経134度53.19分) イ (北緯34度39.53分、東経134度52.63分) ウ (北緯34度39.60分、東経134度52.38分) エ (北緯34度39.68分、東経134度52.43分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市東播磨港二見西防波堤旧灯台跡 ア Aから192度30分3.630メートルの点 イ Aから193度3.795メートルの点 ウ イから290度400メートルの点 エ アから290度400メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市二見町	—
共第36号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合	明石市大久保町沖合	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度40.41分、東経134度54.64分) ア (北緯34度39.10分、東経134度53.58分) イ (北緯34度38.74分、東経134度53.35分) ウ (北緯34度38.54分、東経134度53.82分) エ (北緯34度38.90分、東経134度54.05分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから214度2.910メートルの点 イ Aから208度750メートルの点 ウ イから118度10メートルの点 エ ウから28度750メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市	—
共第37号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合	同上	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度40.41分、東経134度54.64分) ア (北緯34度38.15分、東経134度53.73分) イ (北緯34度37.86分、東経134度53.52分) ウ (北緯34度37.92分、東経134度53.41分) エ (北緯34度38.21分、東経134度53.61分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから198度30分4.400メートルの点 イ Aから200度5,000メートルの点 ウ イから300度210メートルの点 エ アから300度210メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市	—
共第38号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合 高島漁業協同組合 淡野浦漁業協同組合 青波浦漁業協同組合 室津浦漁業協同組合	同上	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度38.64分、東経134度57.98分) ア (北緯34度37.57分、東経134度54.62分) イ (北緯34度37.10分、東経134度54.63分) ウ (北緯34度37.11分、東経134度55.26分) エ (北緯34度37.58分、東経134度55.25分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市林崎港5号防波堤灯台中心点 ア Aから249度5,500メートルの点 イ Aから179度880メートルの点 ウ イから890度960メートルの点 エ ウから359度880メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市材木町、樺屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、船上丁、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江、二見町、淡路市野島江崎、野島大川、野島盛浦、野島平林、野島森木、舟木、小倉、長島、富島、浅野市、斗ノ内、浅野神田、青波、室津	—
共第39号	高砂漁業協同組合 東播磨漁業協同組合 播磨町漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合	加古郡播磨町地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ並びにアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度41.84分、東経134度50.19分) ア (北緯34度40.92分、東経134度50.13分) イ (北緯34度40.80分、東経134度50.35分) ウ (北緯34度40.69分、東経134度50.35分) エ (北緯34度40.72分、東経134度49.89分) オ (北緯34度40.82分、東経134度49.86分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ並びにアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 加古郡播磨町東播磨港別府東防波堤灯台中心点 ア Aから183度1,700メートルの点 イ Aから125度400メートルの点 ウ イから180度200メートルの点 エ ウから275度700メートルの点 オ オから345度180メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市二見町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市高砂町南浜町、高砂町東宮町、高砂町成町、高砂町西宮町、高砂町材木町、高砂町船頭町、高砂町清水町、高砂町藍屋町、荒井町、小松原1～5丁目、荒井町若宮町、荒井町東本町、荒井町福町、荒井町南栄町、荒井町中町、荒井町千島1～3丁目、荒井町運池1～3丁目、荒井町日之出町、荒井町新浜1～3丁目、荒井町御旅1～3丁目	—
共第41号	高砂漁業協同組合 東播磨漁業協同組合 播磨町漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合	高砂市相生町地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度43.79分、東経134度47.84分) ア (北緯34度43.28分、東経134度47.13分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 高砂市東播磨港高砂西防波堤灯台中心点 ア Aから229度1,440メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市二見町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市高砂町南浜町、高砂町東宮町、高砂町成町、高砂町西宮町、高砂町材木町、高砂町船頭町、高砂町清水町、高砂町藍屋町、荒井町、小松原1～5丁目、荒井町若宮町、荒井町東本町、荒井町福町、荒井町南栄町、荒井町中町、荒井町千島1～3丁目、荒井町運池1～3丁目、荒井町日之出町、荒井町新浜1～3丁目、荒井町御旅1～3丁目	—
共第51号	姫路市漁業協同組合 伊保漁業協同組合	姫路市大塩町地先	次の点AとBを結んだ線（導流堤に沿う。）及びB、ア、イ並びにCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度45.80分、東経134度45.56分) B (北緯34度45.72分、東経134度45.55分) C (北緯34度46.07分、東経134度44.94分) ア (北緯34度44.87分、東経134度45.03分) イ (北緯34度45.25分、東経134度44.60分)	次の点AとBを結んだ線（導流堤に沿う。）及びB、ア、イ並びにCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市大塩町大塩塩田東薄尻右岸の護岸南角 B 姫路市大塩町大塩塩田東薄尻右岸導流堤先端 C 最大高潮時海岸線における姫路市大塩町・的形町界 ア Bから207度1,758メートルの点 イ Cから199度1,600メートルの点	第二種共同漁業	いそ朝網漁業 ます網漁業 鎌魚かこ網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高砂市高浜、梅井、伊保港町、伊保、伊保崎、伊保崎南、伊保東、今市、中島、百合丘、緑丘、竜山中野、時光寺町、春日町ア、及び加古郡明石市、姫路市大塩町	—
共第52号	姫路市漁業協同組合	姫路市的形町地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度46.07分、東経134度44.94分) B (北緯34度46.19分、東経134度43.86分) ア (北緯34度45.25分、東経134度44.60分) イ (北緯34度45.40分、東経134度43.62分)	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における姫路市大塩町・的形町界 B 最大高潮時海岸線における姫路市的形町・本場界 ア Aから199度1,600メートルの点 イ Bから194度1,500メートルの点	第二種共同漁業	いそ朝網漁業 ます網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市的形町の形的、形的町御泊	—

免許番号	漁業者種	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第53号	姫路市漁業協同組合 伊保漁業協同組合	姫路市大塩町及び形的町地先	次の点A、B（導流堤に沿う。）、ア、イ及びCを順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、塩田用水路を除く。 点の位置 A（北緯34度45.80分、東経134度45.56分） B（北緯34度45.72分、東経134度45.55分） C（北緯34度44.19分、東経134度43.86分） ア（北緯34度44.87分、東経134度45.02分） イ（北緯34度45.40分、東経134度43.62分）	次の点A、B（導流堤に沿う。）、ア、イ及びCを順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、塩田用水路を除く。 点の位置 A 姫路市大塩町大塩塩田東隣尻右岸の護岸南角 B 姫路市大塩町大塩塩田東隣尻右岸の護岸北端 C 最大高潮時海岸線における姫路市の形町・木場界 ア Bから207度1,770メートルの点 イ Cから194度1,500メートルの点	第一種共同漁業、第三種共同漁業	あおりの漁業 てんぐさ漁業 おごりの漁業 かき漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 あかがい漁業 さるぼう漁業 とりがい漁業 はまぐり漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えびし漁業 わかめ漁業 地びき網漁業	11月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで あさりの漁業 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで あかがい漁業 1月1日から12月31日まで さるぼう漁業 1月1日から12月31日まで とりがい漁業 1月1日から12月31日まで はまぐり漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで とこふし漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 1月1日から12月31日まで えびし漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで 地びき網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	高砂市高須、梅井、伊保港町、伊保、伊保崎、伊保崎南、伊保東、今市、中島、百合丘、緑丘、竜山、中筋、時光寺町、春日野町、美保里、曾根町、姫路市大塩町、形的町、形的町福留	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第54号	伊保漁業協同組合 姫路市漁業協同組合 高砂漁業協同組合	高砂市伊保町地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度44.92分、東経134度45.81分） B（北緯34度46.15分、東経134度44.59分） ア（北緯34度43.80分、東経134度44.58分）	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 高砂市東播磨港伊保灯台中心点 B 姫路市の形港東防波堤基部 ア Aから222度の線とBから180度の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高砂市荒井町小松原1～3丁目、荒井町若宮町、荒井町東本町、荒井町町町、荒井町南栄町、荒井町中町、荒井町千鳥1～3丁目、荒井町護国池1～3丁目、荒井町日之出町、荒井町新浜1～3丁目、荒井町御原1～3丁目、高須、梅井、伊保港町、伊保、伊保崎、伊保崎南、伊保東、今市、中島、百合丘、緑丘、竜山、中筋、時光寺町、春日野町、美保町、曾根町、姫路市大塩町	—
共第55号	姫路市漁業協同組合	姫路市木場及び八家地区	次の点A、ア、イ、C、B（防波堤に沿う。）及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度46.19分、東経134度43.86分） B（北緯34度46.37分、東経134度43.32分） C（北緯34度46.26分、東経134度43.34分） D（北緯34度46.33分、東経134度43.39分） ア（北緯34度45.40分、東経134度43.62分） イ（北緯34度45.42分、東経134度43.09分）	次の点A、ア、イ、C、B（防波堤に沿う。）及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における姫路市の形町・木場界 B 姫路市姫路八木港西防波堤基部 C 姫路市姫路八木港西防波堤先端 D 姫路市姫路八木港東防波堤基部 ア Aから194度1,500メートルの点 イ Cから194度1,600メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	あおき漁業 わかめ漁業 おごりの漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 あかがい漁業 さるぼう漁業 とりがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 えびし漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 かき漁業 いそ刺網漁業 ます刺網漁業	10月1日から4月30日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで あかがい漁業 1月1日から12月31日まで さるぼう漁業 1月1日から12月31日まで とりがい漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで えびし漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで とこふし漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで いそ刺網漁業 1月1日から12月31日まで ます刺網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市木場、八家、東山	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第56号	姫路市漁業協同組合	姫路市白浜町及び節間区養護地先	次の点のうちAとBを結んだ線（防波堤に沿う。）、B、ア、ウ、イ及びC（一部護岸に沿う。）を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度46.37分、東経134度43.32分） B（北緯34度46.26分、東経134度43.34分） C（北緯34度46.58分、東経134度41.70分） ア（北緯34度45.42分、東経134度43.09分） イ（北緯34度46.39分、東経134度42.19分） ウ（北緯34度45.57分、東経134度41.93分）	次の点のうちAとBを結んだ線（防波堤に沿う。）、B、ア、ウ、イ及びC（一部護岸に沿う。）を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市姫路八木港西防波堤基部 B 姫路市姫路八木港西防波堤先端 C 姫路市白浜町太佐新田南東角に設置した標識 ア Bから194度1,600メートルの点 イ Cから115度42分40秒828メートルの点 ウ イから194度30分1,565メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	あまのり漁業 あおりの漁業 あおき漁業 あおき漁業 てんぐさ漁業 おごりの漁業 かき漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 あかがい漁業 さるぼう漁業 おごりのがい漁業 つめたがい漁業 はまぐり漁業 まてがい漁業 とりがい漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えびし漁業 いそ刺網漁業 ます刺網漁業	11月1日から5月31日まで あおりの漁業 11月1日から5月30日まで あおき漁業 11月1日から4月30日まで あおき漁業 1月1日から12月31日まで あおき漁業 1月1日から12月31日まで あさり漁業 1月1日から12月31日まで ばかがい漁業 1月1日から12月31日まで あかがい漁業 1月1日から12月31日まで さるぼう漁業 1月1日から12月31日まで おごりのがい漁業 1月1日から12月31日まで つめたがい漁業 1月1日から12月31日まで はまぐり漁業 1月1日から12月31日まで まてがい漁業 1月1日から12月31日まで とりがい漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで とこふし漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 1月1日から12月31日まで えびし漁業 1月1日から12月31日まで いそ刺網漁業 1月1日から12月31日まで ます刺網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市白浜町、節間区養護、節間区阿成、節間区宮、節間区大浜、節間区細江、節間区須賀、節間区東堤、節間区玉地、節間区中島、節間区今在家、節間区加茂、節間区西浜町1～3丁目、広畑区北野町1～2丁目、広畑区東新町1～3丁目、広畑区末広町1～3丁目	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第57号	姫路市漁業協同組合	姫路市節間区東堤及び中島地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、サ、ク、キ、カ、オ、エ及びBを結んだ線、Dとシを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市節間区東堤パナソニック液晶ディスプレイ株式会社 B 姫路工場護岸南西角 C 姫路市節間区中島関西電力株式会社姫路第一火力発電所南東角の護岸上に設置した標識 D 姫路市節間区中島宇川尻新田南東角の護岸上に設置した標識 ア Aから284度7分25メートルの点 イ Aから194度7分465メートルの点 ウ イから180度895メートルの点 エ Bから128度35分25メートルの点 オ エから213度35分80メートルの点 カ オから207度20メートルの点 キ カから216度463メートルの点 ク キから280度496メートルの点 ケ Cから防波堤南端側に近い西へ25メートルの点 コ ケから207度35分380メートルの点 サ コから203度35分910メートルの点 シ Dから83度25分の線と海岸との交点	次の点のうちA、ア、イ、ウ、サ、ク、キ、カ、オ、エ及びBを結んだ線、Dとシを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市節間区東堤パナソニック液晶ディスプレイ株式会社 B 姫路工場護岸南西角 C 姫路市節間区中島関西電力株式会社姫路第一火力発電所南東角の護岸上に設置した標識 D 姫路市節間区中島宇川尻新田南東角の護岸上に設置した標識 ア Aから284度7分25メートルの点 イ Aから194度7分465メートルの点 ウ イから180度895メートルの点 エ Bから128度35分25メートルの点 オ エから213度35分80メートルの点 カ オから207度20メートルの点 キ カから216度463メートルの点 ク キから280度496メートルの点 ケ Cから防波堤南端側に近い西へ25メートルの点 コ ケから207度35分380メートルの点 サ コから203度35分910メートルの点 シ Dから83度25分の線と海岸との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	あまのり漁業 あおりの漁業 あおき漁業 てんぐさ漁業 おごりの漁業 かき漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 あかがい漁業 さるぼう漁業 おごりのがい漁業 つめたがい漁業 はまぐり漁業 まてがい漁業 とりがい漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えびし漁業 いそ刺網漁業 ます刺網漁業	11月1日から5月31日まで あおりの漁業 11月1日から5月31日まで あおき漁業 11月1日から4月30日まで あおき漁業 1月1日から12月31日まで あおき漁業 1月1日から12月31日まで あさり漁業 1月1日から12月31日まで ばかがい漁業 1月1日から12月31日まで あかがい漁業 1月1日から12月31日まで さるぼう漁業 1月1日から12月31日まで おごりのがい漁業 1月1日から12月31日まで つめたがい漁業 1月1日から12月31日まで はまぐり漁業 1月1日から12月31日まで まてがい漁業 1月1日から12月31日まで とりがい漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで とこふし漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 1月1日から12月31日まで えびし漁業 1月1日から12月31日まで いそ刺網漁業 1月1日から12月31日まで ます刺網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市白浜町、節間区養護、節間区阿成、節間区宮、節間区大浜、節間区細江、節間区須賀、節間区東堤、節間区玉地、節間区中島、節間区今在家、節間区加茂、節間区西浜町1～3丁目、広畑区北野町1～2丁目、広畑区東新町1～3丁目、広畑区末広町1～3丁目	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

[illegible]

[illegible]

免許番号	漁業種名	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第64号	赤穂市漁業協同組合	赤穂市尾崎から赤穂市鵜和に至る間の地先	次の点のうちA、ア、B、イ及びCを結んだ線並びにD、ウ、エ及び1（防波堤に沿う。）を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域と塩田用水路を除く。 （除外区域1） 赤穂市尾崎3102番地の2東浜塩田水路本水尾水門から上流の区域 （除外区域2） 千種川のFとオを結んだ線の主流の区域 （除外区域3） GとHを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 （除外区域4） J、カ、キ、ク及びケを結んだ線と護岸によって囲まれた区域 （除外区域5） ス、サ、コ及びシを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度44.84分、東経134度26.04分） B（北緯34度43.36分、東経134度24.42分） C 取揚島南端 D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界 E 最大高潮時海岸線における赤穂市鵜和・福浦界 F（北緯34度44.79分、東経134度23.68分） G（北緯34度43.97分、東経134度22.41分） H（北緯34度43.85分、東経134度22.42分） I（北緯34度44.45分、東経134度22.27分） J（北緯34度44.36分、東経134度22.34分） K（北緯34度44.24分、東経134度25.37分） ア（北緯34度44.32分、東経134度26.22分） イ Cから173度45分400メートルの点 ウ DとEを結んだ線上Dから2,110メートルの点 エ 1から230度の線とウから0度の線との交点 オ（北緯34度44.73分、東経134度23.78分） カ（北緯34度44.27分、東経134度22.06分） キ（北緯34度44.28分、東経134度22.05分） ク（北緯34度44.44分、東経134度22.29分） ケ（北緯34度44.37分、東経134度22.34分） コ（北緯34度44.20分、東経134度25.36分） サ（北緯34度44.24分、東経134度25.41分） シ（北緯34度44.22分、東経134度25.34分） ス（北緯34度44.27分、東経134度25.37分）	次の点のうちA、ア、B、イ及びCを結んだ線並びにD、ウ、エ及び1（防波堤に沿う。）を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域と塩田用水路を除く。 （除外区域1） 赤穂市尾崎3102番地の2東浜塩田水路本水尾水門から上流の区域 （除外区域2） 千種川のFとオを結んだ線の主流の区域 （除外区域3） GとHを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 （除外区域4） J、カ、キ、ク及びケを結んだ線と護岸によって囲まれた区域 （除外区域5） ス、サ、コ及びシを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における赤穂市坂越・尾崎界 B 赤穂市御崎御前岩赤穂灯標（通称御前岩灯台）中心点 C 取揚島南端 D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界 E 最大高潮時海岸線における赤穂市鵜和・福浦界 F 赤穂市加里屋新赤穂大橋右岸下流基柱 G 赤穂市加里屋東沖ノ手3077番地の1地先塩田護岸南角（通称松の鼻） H 赤穂市中広赤穂港松の鼻防波堤西端 I 赤穂市新港入口左岸に設置した標識 J 赤穂市加里屋東沖ノ手3057-1番地先の護岸に設置した標識 K 赤穂市尾崎字向山2470番470地先の関西電力株式会社放水口遊水池護岸東端に設置した標識 ア Aから164度1,000メートルの点 イ Cから173度45分400メートルの点 ウ DとEを結んだ線上Dから2,110メートルの点 エ 1から230度の線とウから0度の線との交点 オ Fから新赤穂大橋に沿い対岸との交点 カ Jから248度37分49秒472.5メートルの点 キ カから338度37分49秒22.2メートルの点 ク キから50度483.2メートルの点 ケ クから153度52分8秒の線と東沖ノ手3057-1番地先の護岸との交点 コ Kから186度45分51秒76.9メートルの点 サ コから50度100メートルの点 シ コから320度の線と最大高潮時海岸線との交点 ス サから320度の線と最大高潮時海岸線との交点	第一種共同漁業	あおき漁業 わかめ漁業 あかがい漁業 とりがい漁業 さるぎ漁業 つめたがい漁業 かかみがい漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 かき漁業 おぶのがい漁業 ばい漁業 みるくい漁業 いたらぎ漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	10月1日から4月30日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	赤穂市	潜水器を用いて水産動植物を採獲するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第65号	赤穂市漁業協同組合	同上	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線並びにD、エ、オ及び1（防波堤に沿う。）を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域と塩田用水路を除く。 （除外区域1） 赤穂市尾崎3102番地の2東浜塩田水路本水尾水門から上流の区域 （除外区域2） 千種川のFとカを結んだ線の主流の区域 （除外区域3） GとHを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 （除外区域4） J、カ、ク、ケ及びコを結んだ線と護岸によってこまれた区域 （除外区域5） セ、シ、サ及びスを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度44.84分、東経134度26.04分） B（北緯34度43.36分、東経134度24.42分） C 取揚島南端 D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界 E 最大高潮時海岸線における赤穂市鵜和・福浦界 F（北緯34度44.79分、東経134度23.68分） G（北緯34度43.97分、東経134度22.41分） H（北緯34度43.85分、東経134度22.42分） I（北緯34度44.45分、東経134度22.27分） J（北緯34度44.36分、東経134度22.34分） K（北緯34度44.24分、東経134度25.37分） ア（北緯34度44.32分、東経134度26.22分） イ（北緯34度43.09分、東経134度24.45分） ウ DとEを結んだ線上Dから2,110メートルの点 エ O1から230度の線とエから0度の線の交点 オ（北緯34度44.73分、東経134度23.78分） カ（北緯34度44.27分、東経134度22.06分） キ（北緯34度44.28分、東経134度22.05分） ク（北緯34度44.44分、東経134度22.29分） ケ（北緯34度44.37分、東経134度22.34分） コ（北緯34度44.20分、東経134度25.36分） サ（北緯34度44.24分、東経134度25.41分） シ（北緯34度44.22分、東経134度25.34分） ス（北緯34度44.27分、東経134度25.37分）	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線並びにD、エ、オ及び1（防波堤に沿う。）を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域と塩田用水路を除く。 （除外区域1） 赤穂市尾崎3102番地の2東浜塩田水路本水尾水門から上流の区域 （除外区域2） 千種川のFとカを結んだ線の主流の区域 （除外区域3） GとHを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 （除外区域4） J、カ、ク、ケ及びコを結んだ線と護岸によってこまれた区域 （除外区域5） セ、シ、サ及びスを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における赤穂市坂越・尾崎界 （北緯34度44.84分、東経134度26.04分） B 赤穂市御崎御前岩赤穂灯標（通称御前岩灯台）中心点 （北緯34度43.36分、東経134度24.42分） C 取揚島南端 D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界 E 最大高潮時海岸線における赤穂市鵜和・福浦界 F 赤穂市加里屋新赤穂大橋右岸下流基柱 G 赤穂市加里屋東沖ノ手3077番地の1地先塩田護岸南角（通称松の鼻） H 赤穂市中広赤穂港松の鼻防波堤西端 I 赤穂市新港入口左岸に設置した標識 J 赤穂市加里屋東沖ノ手3057-1番地先の護岸に設置した標識 K 赤穂市尾崎字向山2470番470地先の関西電力株式会社放水口遊水池護岸東端に設置した標識 ア Aから164度1,000メートルの点 イ Bから174度500メートルの点 ウ アとオを結んだ線の延長線とCから173度45分の線との交点 エ DとEを結んだ線上Dから2,110メートルの点 オ O1から230度の線とエから0度の線の交点 カ Fから新赤穂大橋に沿い対岸との交点 キ Jから248度37分49秒472.5メートルの点 ク キから338度37分49秒22.2メートルの点 ケ クから50度483.2メートルの点 コ クから153度52分8秒の線と東沖ノ手3057-1番地先の護岸との交点 サ Kから186度45分51秒76.9メートルの点 シ サから50度100メートルの点 ス サから320度の線と最大高潮時海岸線との交点 セ シから320度の線と最大高潮時海岸線との交点	第二種共同漁業	いそ網漁業 ます網漁業 雑魚かこ網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	赤穂市	—

免許番号	漁業者者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第66号	赤穂市漁業協同組合 日生町漁業協同組合	赤穂市福浦地先	次の点のうちA、ア及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における赤穂市鵜和・福浦界 B 兵庫県・岡山県界真尾鼻突端に設置した標識 C 赤穂市鵜和網崎堤防上の兵庫県・岡山県境界立標 D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界 ア A及びDを結んだ線とB及びCを結んだ線の交点	次の点のうちA、ア及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における赤穂市鵜和・福浦界 B 兵庫県・岡山県界真尾鼻突端に設置した標識 C 赤穂市鵜和網崎堤防上の兵庫県・岡山県境界立標 D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界 ア A及びDを結んだ線とB及びCを結んだ線の交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	あさり漁業 あかがい漁業 さるばり漁業 はまぐり漁業 びい漁業 なまこ漁業 ます網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	赤穂市 備前市日生町日生（頭島除く）	潜水器を用いて水産動植物を採掘するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第67号	赤穂市漁業協同組合 日生町漁業協同組合	同上	次の点のうちA、ア及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における赤穂市鵜和・福浦界 B 兵庫県・岡山県界真尾鼻突端に設置した標識 C 赤穂市鵜和網崎堤防上の兵庫県・岡山県境界立標 D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界 ア A及びDを結んだ線とB及びCを結んだ線の交点	次の点のうちA、ア及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における赤穂市鵜和・福浦界 B 兵庫県・岡山県界真尾鼻突端に設置した標識 C 赤穂市鵜和網崎堤防上の兵庫県・岡山県境界立標 D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界 ア A及びDを結んだ線とB及びCを結んだ線の交点	第二種共同漁業	いそ朝網漁業 鱈魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	赤穂市 備前市日生町日生（頭島除く）	—
共第68号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町上島地先	次の点のうちア、ウ、エ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度41.33分、東経134度42.89分） B（北緯34度41.28分、東経134度42.92分） C（北緯34度41.11分、東経134度42.85分） D（北緯34度41.30分、東経134度42.79分） ア（北緯34度41.62分、東経134度42.95分） イ（北緯34度41.23分、東経134度43.28分） ウ（北緯34度40.68分、東経134度42.80分） エ（北緯34度41.35分、東経134度42.43分）	次の点のうちア、ウ、エ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町上島ス鼻 B 姫路市家島町上島ミズノ鼻 C 姫路市家島町上島南の鼻 D 姫路市家島町上島シゲの鼻 ア Aから11度550メートルの点 イ Bから99度550メートルの点 ウ Cから180度900メートルの点 エ Dから279度550メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あかがい漁業 はまぐり漁業 おおのがい漁業 うちむらさき漁業 いがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 かめので漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 いそ朝網漁業 ます網漁業 鱈魚かご網漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から6月30日まで 4月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	潜水器を用いて水産動植物を採掘するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第69号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町鞍掛島地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度41.25分、東経134度38.27分） B（北緯34度41.10分、東経134度38.47分） C（北緯34度41.00分、東経134度38.37分） D（北緯34度41.20分、東経134度38.16分） ア（北緯34度41.54分、東経134度38.28分） イ（北緯34度41.07分、東経134度38.82分） ウ（北緯34度40.70分、東経134度38.34分） エ（北緯34度41.20分、東経134度37.90分）	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町鞍掛島北の鼻 B 姫路市家島町鞍掛島モトクビ C 姫路市家島町鞍掛島南の鼻 D 姫路市家島町鞍掛島西の平鼻 ア Aから2度550メートルの点 イ Bから94度550メートルの点 ウ Cから185度550メートルの点 エ Dから271度550メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あかがい漁業 はまぐり漁業 おおのがい漁業 うちむらさき漁業 いがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 かめので漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 いそ朝網漁業 ます網漁業 鱈魚かご網漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から6月30日まで 4月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	潜水器を用いて水産動植物を採掘するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第70号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町太島地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度40.76分、東経134度36.46分） B（北緯34度40.73分、東経134度36.58分） C（北緯34度40.51分、東経134度36.64分） D（北緯34度40.50分、東経134度36.42分） ア（北緯34度41.11分、東経134度36.15分） イ（北緯34度40.85分、東経134度37.05分） ウ（北緯34度39.80分、東経134度36.96分） エ（北緯34度40.29分、東経134度35.93分）	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町太島北西の鼻 B 姫路市家島町太島モサキ C 姫路市家島町太島タカノス南端 D 姫路市家島町太島トウゼン ア Aから325度30分800メートルの点 イ Bから73度30分750メートルの点 ウ Cから160度1,400メートルの点 エ Dから242度840メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あかがい漁業 はまぐり漁業 おおのがい漁業 うちむらさき漁業 いがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 かめので漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 いそ朝網漁業 ます網漁業 鱈魚かご網漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から6月30日まで 4月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	潜水器を用いて水産動植物を採掘するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第71号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町宇和島、 男鹿島及び加島地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度40. 93分、東経134度34. 28分) B (北緯34度40. 267'東経134度35. 15分) C (北緯34度39. 93分、東経134度35. 47分) D (北緯34度38. 25分、東経134度35. 28分) E (北緯34度39. 07分、東経134度34. 43分) F (北緯34度40. 13分、東経134度33. 69分) ア (北緯34度41. 22分、東経134度34. 22分) イ (北緯34度40. 45分、東経134度35. 43分) ウ (北緯34度39. 80分、東経134度35. 80分) エ (北緯34度37. 96分、東経134度35. 36分) オ (北緯34度38. 90分、東経134度34. 13分) カ (北緯34度40. 18分、東経134度33. 34分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町宇和島西端 B 姫路市家島町男鹿アオイの鼻 C 姫路市家島町男鹿オイの鼻 D 姫路市家島町加島南端 E 姫路市家島町男鹿大崎一つ石 F 姫路市家島町男鹿島とシの鼻 ア Aから350度550メートルの点 イ Bから49度550メートルの点 ウ Cから116度550メートルの点 エ Dから166度550メートルの点 オ Eから235度550メートルの点 カ Fから280度550メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざなみ漁業 あかがいの漁業 はまぐり漁業 おほのがいの漁業 うらむらさき漁業 いがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 かめので漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 いそ朝網漁業 ます網漁業 雑魚かご網漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から6月30日まで 4月1日から11月30日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで あさり漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで さざなみ漁業 1月1日から12月31日まで あかがいの漁業 1月1日から12月31日まで はまぐり漁業 1月1日から12月31日まで おほのがいの漁業 1月1日から12月31日まで うらむらさき漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで いせえび漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 1月1日から12月31日まで かめので漁業 1月1日から12月31日まで ほんだわら漁業 1月1日から5月31日まで もずく漁業 1月1日から8月31日まで いそ朝網漁業 1月1日から12月31日まで ます網漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚かご網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	潜水器を用いて水産動植物を採獲するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第72号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町家島、坊勢島及び西島地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町家島タコの鼻 (北緯34度41. 19分、東経134度32. 13分) B 姫路市家島町家島天神鼻 (北緯34度40. 79分、東経134度32. 75分) C 姫路市家島町家島観音崎 (北緯34度39. 54分、東経134度32. 61分) D 姫路市家島町太古島南端 (北緯34度38. 04分、東経134度31. 84分) E 姫路市家島町高島南端 (北緯34度37. 76分、東経134度29. 91分) F 姫路市家島町西島オツツノ鼻 (北緯34度38. 43分、東経134度28. 02分) G 姫路市家島町西島手繰千崎 (北緯34度38. 73分、東経134度27. 51分) H 姫路市家島町西島ネコツラ (北緯34度39. 85分、東経134度27. 82分) I 姫路市家島町西島室崎 (北緯34度40. 03分、東経134度28. 17分) ア Aから23度550メートルの点 (北緯34度41. 47分、東経134度32. 27分) イ Bから72度550メートルの点 (北緯34度40. 88分、東経134度33. 10分) ウ Cから107度550メートルの点 (北緯34度39. 46分、東経134度32. 95分) エ Dから147度550メートルの点 (北緯34度37. 79分、東経134度32. 04分) オ Eから199度550メートルの点 (北緯34度37. 48分、東経134度29. 79分) カ Fから228度550メートルの点 (北緯34度38. 23分、東経134度27. 75分) キ Gから265度550メートルの点 (北緯34度38. 70分、東経134度27. 15分) ク Hから303度550メートルの点 (北緯34度40. 01分、東経134度27. 52分) ケ 1から336度550メートルの点	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町家島タコの鼻 (北緯34度41. 19分、東経134度32. 13分) B 姫路市家島町家島天神鼻 (北緯34度40. 79分、東経134度32. 75分) C 姫路市家島町家島観音崎 (北緯34度39. 54分、東経134度32. 61分) D 姫路市家島町太古島南端 (北緯34度38. 04分、東経134度31. 84分) E 姫路市家島町高島南端 (北緯34度37. 76分、東経134度29. 91分) F 姫路市家島町西島オツツノ鼻 (北緯34度38. 43分、東経134度28. 02分) G 姫路市家島町西島手繰千崎 (北緯34度38. 73分、東経134度27. 51分) H 姫路市家島町西島ネコツラ (北緯34度39. 85分、東経134度27. 82分) I 姫路市家島町西島室崎 (北緯34度40. 03分、東経134度28. 17分) ア Aから23度550メートルの点 (北緯34度41. 47分、東経134度32. 27分) イ Bから72度550メートルの点 (北緯34度40. 88分、東経134度33. 10分) ウ Cから107度550メートルの点 (北緯34度39. 46分、東経134度32. 95分) エ Dから147度550メートルの点 (北緯34度37. 79分、東経134度32. 04分) オ Eから199度550メートルの点 (北緯34度37. 48分、東経134度29. 79分) カ Fから228度550メートルの点 (北緯34度38. 23分、東経134度27. 75分) キ Gから265度550メートルの点 (北緯34度38. 70分、東経134度27. 15分) ク Hから303度550メートルの点 (北緯34度40. 01分、東経134度27. 52分) ケ 1から336度550メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざなみ漁業 あかがいの漁業 はまぐり漁業 おほのがいの漁業 うらむらさき漁業 いがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 かめので漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 いそ朝網漁業 ます網漁業 雑魚かご網漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から6月30日まで 4月1日から11月30日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで あさり漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで さざなみ漁業 1月1日から12月31日まで あかがいの漁業 1月1日から12月31日まで はまぐり漁業 1月1日から12月31日まで おほのがいの漁業 1月1日から12月31日まで うらむらさき漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで いせえび漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 1月1日から12月31日まで かめので漁業 1月1日から12月31日まで ほんだわら漁業 1月1日から5月31日まで もずく漁業 1月1日から8月31日まで いそ朝網漁業 1月1日から12月31日まで ます網漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚かご網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	潜水器を用いて水産動植物を採獲するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第73号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町松島及び桂島地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度36. 76分、東経134度28. 33分) B (北緯34度35. 94分、東経134度29. 13分) C (北緯34度35. 64分、東経134度28. 93分) D (北緯34度35. 65分、東経134度27. 67分) E (北緯34度36. 41分、東経134度28. 04分) ア (北緯34度37. 04分、東経134度28. 43分) イ (北緯34度36. 07分、東経134度29. 77分) ウ (北緯34度34. 91分、東経134度28. 91分) エ (北緯34度35. 37分、東経134度27. 88分) オ (北緯34度35. 71分、東経134度27. 32分) カ (北緯34度36. 54分、東経134度27. 72分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町桂島北端 B 姫路市家島町松島ヒラレの鼻 C 姫路市家島町松島トビの鼻 D 姫路市家島町三ツ朗島南端 E 姫路市家島町小ツツク島北の鼻 ア Aから16度550メートルの点 イ Bから76度1, 000メートルの点 ウ Cから181度1, 350メートルの点 エ Dから180度550メートルの点 オ Dから281度550メートルの点 カ Eから295度550メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざなみ漁業 あかがいの漁業 はまぐり漁業 おほのがいの漁業 うらむらさき漁業 いがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 かめので漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 いそ朝網漁業 ます網漁業 雑魚かご網漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から6月30日まで 4月1日から11月30日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで あさり漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで さざなみ漁業 1月1日から12月31日まで あかがいの漁業 1月1日から12月31日まで はまぐり漁業 1月1日から12月31日まで おほのがいの漁業 1月1日から12月31日まで うらむらさき漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで いせえび漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 1月1日から12月31日まで かめので漁業 1月1日から12月31日まで ほんだわら漁業 1月1日から5月31日まで もずく漁業 1月1日から8月31日まで いそ朝網漁業 1月1日から12月31日まで ます網漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚かご網漁業 1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	潜水器を用いて水産動植物を採獲するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号	漁業種名	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第74号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町院下島地 及び小松島地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度39.25分、東経134度26.45分) B (北緯34度38.93分、東経134度26.48分) C (北緯34度37.91分、東経134度26.01分) D (北緯34度37.31分、東経134度25.47分) E (北緯34度37.33分、東経134度25.35分) F (北緯34度37.35分、東経134度25.35分) G (北緯34度39.12分、東経134度26.09分) ア (北緯34度39.47分、東経134度26.69分) イ (北緯34度38.79分、東経134度26.80分) ウ (北緯34度37.80分、東経134度26.35分) エ (北緯34度37.19分、東経134度25.79分) オ (北緯34度37.12分、東経134度25.10分) カ (北緯34度37.56分、東経134度25.10分) キ (北緯34度39.18分、東経134度25.73分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町院下島カダの鼻 B 姫路市家島町院下島ツメガタの鼻 C 姫路市家島町高羽島南東端 D 姫路市家島町小松島ダキの下 E 姫路市家島町小松島のシゲ F 姫路市家島町小松島の白浜 G 姫路市家島町院下島水の鼻 ア Aから43度550メートルの点 イ Bから113度550メートルの点 ウ Cから111度550メートルの点 エ Dから114度550メートルの点 オ Eから224度550メートルの点 カ Fから314度550メートルの点 キ Gから280度550メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 あき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ささぎ漁業 うちむらさき漁業 いがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 かめのて漁業 ほんぐら漁業 もずく漁業 いそ朝網漁業 ます網漁業 鱈魚かご網漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から6月30日まで 4月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	潜水器を用いて水産動植物を採獲するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第75号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町家島北岸地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 34度41.79分、134度30.29分 イ 34度41.97分、134度30.17分 ウ 34度41.76分、134度29.64分 エ 34度41.56分、134度29.73分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 34度41.79分、134度30.29分 イ 34度41.97分、134度30.17分 ウ 34度41.76分、134度29.64分 エ 34度41.56分、134度29.73分	第一種共同漁業、第二種共同漁業	ささぎ漁業 なまこ漁業 あわび漁業 うに漁業 とこぶし漁業 いそ朝網漁業 鱈魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	潜水器を用いて水産動植物を採獲するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第76号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町宇和島南岸地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度40.82分、東経134度34.50分) ア (北緯34度40.63分、東経134度34.56分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町宇和島南端 ア Aから164度30分370メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	—
共第77号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町太島北西岸地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度40.76分、東経134度36.46分) ア (北緯34度41.11分、東経134度36.01分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町太島北西の鼻 ア Aから313度945メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	—
共第78号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町太島南岸地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度40.51分、東経134度36.64分) ア (北緯34度40.02分、東経134度36.65分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町太島クカノ南端 ア Aから179度900メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	—
共第79号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町加島東岸地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度38.69分、東経134度35.07分) ア (北緯34度38.60分、東経134度36.26分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町加島北端 ア Aから95度30分1,815メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	—
共第80号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町加島北西岸地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度38.69分、東経134度35.07分) ア (北緯34度38.78分、東経134度34.95分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町加島北端 ア Aから311度260メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	—
共第81号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	同上	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度38.69分、東経134度35.07分) ア (北緯34度39.01分、東経134度34.43分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町加島北端 ア Aから301度1,150メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	—
共第82号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町加島西岸地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度38.69分、東経134度35.07分) ア (北緯34度38.61分、東経134度33.57分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町加島南端 ア Aから266度2,300メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	—
共第83号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町加島地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度39.06分、東経134度34.46分) B (北緯34度38.25分、東経134度35.28分) ア (北緯34度37.82分、東経134度35.44分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町男鹿島大崎ヌガタニ B 姫路市家島町加島南端 ア Aから147度の線とBから163度の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	—
共第84号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町男鹿島南端地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度38.25分、東経134度35.28分) B (北緯34度38.52分、東経134度31.83分) ア (北緯34度36.99分、東経134度34.21分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町加島南端 B 姫路市家島町男鹿島南端 ア Aから215度の線とBから128度の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	—
共第85号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町家島南の鼻地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度39.58分、東経134度30.93分) B (北緯34度39.15分、東経134度31.11分) ア (北緯34度39.93分、東経134度31.38分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町坊勢島坊崎突端 B 姫路市家島町坊勢島大崎突端 ア Aから46度の線とBから16度の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	—
共第86号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町坊勢島南の鼻地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度38.64分、東経134度31.07分) B (北緯34度38.47分、東経134度31.12分) ア (北緯34度38.49分、東経134度31.23分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町坊勢島ミヤケの鼻 B 姫路市家島町坊勢島赤崎の鼻 ア Aから139度の線とBから81度の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	—
共第87号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町高島地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度37.76分、東経134度29.91分) B (北緯34度38.35分、東経134度28.83分) ア (北緯34度37.41分、東経134度29.33分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町高島南端 B 姫路市家島町大ヤケ島南端 ア Aから234度の線とBから156度の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	—
共第88号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町院下島地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度38.93分、東経134度26.48分) B (北緯34度38.48分、東経134度26.19分) ア (北緯34度38.87分、東経134度26.55分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町院下島ツメガタの鼻 B 姫路市家島町クロゴ島北端 ア Aから140度の線とBから37度の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	—

免許番号	漁業種名	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第89号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町松島東北 東岸地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度36.65分、東経134度28.47分) ア (北緯34度36.06分、東経134度29.64分)	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	—
共第90号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町松島南岸 地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度35.62分、東経134度28.62分) ア (北緯34度35.45分、東経134度28.13分)	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市家島町	—
共第91号	岩見漁業協同組合	たつの市巾川及び元川 尻	次の点のうちアとイを結んだ線、BとCを結んだ線並びにDとウを結んだ線、アとウを結んだ線（姫路市・たつの市界に沿う。）と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度46.18分、東経134度34.27分) B (北緯34度46.82分、東経134度34.17分) C (北緯34度46.82分、東経134度34.20分) D (北緯34度46.79分、東経134度34.37分) E (北緯34度46.78分、東経134度34.47分) ア (北緯34度46.18分、東経134度34.25分) イ (北緯34度46.21分、東経134度34.03分) ウ (北緯34度46.79分、東経134度34.43分)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	あさりの漁業 あさり漁業 あさりがい漁業 まてがいの漁業 さるぼう漁業 おおのがい漁業 はぐり漁業 ばい漁業 たこ漁業 あわし漁業 なまこ漁業 さざえ漁業 うに漁業 とりがいの漁業 ばかがい漁業 わかめ漁業 いそ刺網漁業 地びき刺網漁業	11月1日から5月31日まで 10月1日から4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	たつの市御津町菊屋、御津町黒崎、御津町岩見、御津町釜屋	潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第101号	由良町漁業協同組合 洲本炬口漁業協同組合 沼島漁業協同組合	洲本市上瀬地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.42分、東経134度52.41分) B (北緯34度15.72分、東経134度56.11分) ア (北緯34度13.83分、東経134度52.51分) イ (北緯34度15.18分、東経134度56.41分)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	もずく漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 うに漁業 かき漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 うらむらさき漁業 たいらぎ漁業 にし漁業 いせえび漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いそ刺網漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から6月30日まで 11月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	洲本市由良町由良、由良1～4丁目、由良町内田、本町1～8丁目、海岸通1～2丁目、山手、物部、寺原、納、中津川組、相川組、畑田組、沼島	1 潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。 2 増殖をしなければならない。
共第102号	由良町漁業協同組合	洲本市由良地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、オ及びFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における洲本市上瀬・由良界 B 洲本市由良生石崎南端 C 洲本市由良成ヶ島南端 D 洲本市由良成ヶ島南端 E 最大高潮時海岸線における洲本市内田・小路谷界 ア Aから156度1,000メートルの点 イ Bから119度1,000メートルの点 ウ Cから84度1,200メートルの点 エ Dから64度1,000メートルの点 オ Bから73度1,700メートルの点 F (北緯34度19.54分、東経134度56.15分)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	もずく漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 うらむらさき漁業 たいらぎ漁業 あさり漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いそ刺網漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から6月30日まで 11月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	洲本市由良町由良、由良1～4丁目、由良町内田	1 潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。 2 増殖をしなければならない。
共第103号	洲本炬口漁業協同組合	洲本市小路谷から洲本港に至る間の地先	次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。 （除外区域1） 点D、キ及びFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 （除外区域2） 点ウ、エ、オ、カ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度19.27分、東経134度55.09分) B (北緯34度20.85分、東経134度53.94分) C (北緯34度20.65分、東経134度54.03分) D (北緯34度19.37分、東経134度55.05分) E (北緯34度20.16分、東経134度54.87分) ア (北緯34度19.54分、東経134度56.15分) イ (北緯34度21.08分、東経134度54.88分) ウ (北緯34度20.63分、東経134度54.04分) エ (北緯34度20.67分、東経134度54.11分) オ (北緯34度20.83分、東経134度54.30分) カ (北緯34度20.92分、東経134度54.23分) キ (北緯34度19.38分、東経134度55.10分)	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	もずく漁業 わかめ漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業 にし漁業 いそ刺網漁業 地びき刺網漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	洲本市本町1～8丁目、海岸通1～2丁目、栄町1丁目	潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号	漁業種名	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第104号	洲本炬口漁業協同組合	洲本市炬口、中川原町及び安平町地先	次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 (除外区域) A、ウ、オ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 点の位置 A (北緯34度20.85分、東経134度53.94分) B (北緯34度23.94分、東経134度53.68分) C (北緯34度21.19分、東経134度53.70分) D (北緯34度20.98分、東経134度53.99分) ア (北緯34度21.08分、東経134度54.88分) イ (北緯34度23.87分、東経134度54.66分) ウ (北緯34度20.92分、東経134度54.23分) エ (北緯34度21.18分、東経134度54.02分) オ (北緯34度21.04分、東経134度54.13分)	次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 (除外区域) A、ウ、オ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 点の位置 A 洲本市洲本港旧北防波堤東端 B 最大高潮時海岸線における洲本市・浜路市界 C 洲本市炬口漁港2号防波堤に沿い南方へ28メートルの点 D 洲本川右岸突端 ア Aから73度1,500メートルの点 イ Bから92度1,500メートルの点 ウ Aから73度460メートルの点 エ Cから92度480メートルの点 オ Dから60度引いた線とウとエを結んだ線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	もずく漁業 わかめ漁業 てんぐさ漁業 あきり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 ひじき漁業 にし漁業 いそ朝網漁業 ます網漁業 地びき網漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで かき漁業 あきり漁業 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	洲本市塩屋1～3丁目、炬口、炬口1～2丁目、中川原町厚浜、安平町平安浦	潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第105号	津名漁業協同組合	洲本市・浜路市界から浜路市塩尻に至る間の地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度23.94分、東経134度53.68分) B (北緯34度24.56分、東経134度53.93分) ア (北緯34度23.87分、東経134度54.66分) イ (北緯34度25.01分、東経134度54.68分)	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における洲本市・旧津名郡津名町界 B 浜路市塩尻橋崎東端 ア Aから95度1,500メートルの点 イ Bから54度1,420メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	わかめ漁業 あきり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 あかがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いそ朝網漁業	2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜路市里、塩尻	潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第106号	津名漁業協同組合	浜路市佐野地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度27.80分、東経134度56.41分) B (北緯34度29.05分、東経134度57.26分) ア (北緯34度27.41分、東経134度57.00分) イ (北緯34度28.60分、東経134度58.08分)	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 浜路市佐野川尻右岸 B 浜路市境谷橋 (旧津名郡津名町・旧津名郡東浦町界) 中央 ア Aから129度1,160メートルの点 イ Bから123度1,500メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	わかめ漁業 あきり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いそ朝網漁業	2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜路市佐野	潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第107号	飯屋漁業協同組合	浜路市釜口地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度29.05分、東経134度57.26分) B (北緯34度30.49分、東経134度58.87分) ア (北緯34度28.60分、東経134度58.08分) イ (北緯34度30.19分、東経134度59.42分)	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 浜路市境谷橋 (旧津名郡津名町・旧津名郡東浦町界) 中央 B 最大高潮時海岸線における浜路市釜口・下田界 ア Aから123度1,500メートルの点 イ Bから123度1,000メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	わかめ漁業 いずり漁業 あきり漁業 おごり漁業 いわい漁業 かき漁業 あきり漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 あかがい漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 うちむらさき漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いそ朝網漁業 地びき網漁業	2月1日から6月30日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜路市釜口	潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第108号	飯屋漁業協同組合 森漁業協同組合	浜路市釜口・下田界から浜路市伊佐瀬門川に至る間の地先	次の点のうちA、イ、ウ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度30.49分、東経134度58.87分) B 浜路市久留根45番地に設置した防衛庁標識跡 ア Bから92度の線と最大高潮時海岸線の交点 イ (北緯34度30.19分、東経134度59.42分) ウ Aから92度1,300メートルの点	次の点のうちA、イ、ウ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における浜路市釜口・下田界 B 浜路市久留根45番地に設置した防衛庁標識跡 ア Bから92度の線と最大高潮時海岸線の交点 イ Aから123度1,000メートルの点 ウ Aから92度1,300メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	もずく漁業 わかめ漁業 あまのり漁業 あまのり漁業 てんぐさ漁業 おごり漁業 いわい漁業 かき漁業 あきり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 あかがい漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 うちむらさき漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いそ朝網漁業 地びき網漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から6月30日まで 11月1日から4月30日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜路市下田、谷、飯屋、久留根	潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第109号	森漁業協同組合 仮屋漁業組合	淡路市久留麻から浦川に至る間の地先	次の点のうちア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市久留麻29番地に設置した防衛庁標識跡 B (北緯34度32.19分、東経134度59.65分) ア Aから92度の線と最大高潮時海岸線との交点 イ (北緯34度31.97分、東経135度00.28分)	第一種共同漁業	わかめ漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 おごり漁業 いがい漁業 かき漁業 あさり漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 うらむらさき漁業 ばい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 あかがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	2月1日から6月30日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市下田、谷、飯屋、久留麻、浦、楠本、大磯	潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第110号	仮屋漁業協同組合	淡路市浦川から大磯川に至る間の地先	次の点のうちB、イ、ウ、エ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、カ、オ、キ、ク、ケ、コ及びサを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 点の位置 A 淡路市久留麻29番地に設置した防衛庁標識跡 B (北緯34度32.19分、東経134度59.65分) C (北緯34度33.40分、東経135度00.46分) D (北緯34度33.29分、東経135度00.33分) E (北緯34度33.05分、東経135度00.12分) F (北緯34度33.01分、東経135度0.10分) G (北緯34度32.73分、東経134度59.82分) ア Aから92度の線と最大高潮時海岸線との交点 イ Aから92度1,000メートルの点 ウ Aから92度1,300メートルの点 オ (北緯34度33.17分、東経135度01.27分) エ (北緯34度33.29分、東経135度00.37分) カ (北緯34度33.33分、東経135度00.36分) キ (北緯34度33.04分、東経135度00.14分) ク (北緯34度32.94分、東経135度00.12分) ケ (北緯34度32.94分、東経135度00.04分) コ (北緯34度32.71分、東経134度59.84分) サ (北緯34度32.73分、東経134度59.73分)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	わかめ漁業 あまのり漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 おごり漁業 いがい漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 みるくい漁業 うらむらさき漁業 ばい漁業 あかがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 いそ刺網漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から4月30日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市浦	潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第111号	森漁業協同組合 仮屋漁業協同組合	淡路市浦川から大磯川に至る間の地先	次の点のうちB、イ、ウ、エ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、カ、オ、キ、ク、ケ、コ及びサを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 点の位置 A 淡路市久留麻29番地に設置した防衛庁標識跡 B (北緯34度32.19分、東経134度59.65分) C (北緯34度33.40分、東経135度00.46分) D (北緯34度33.29分、東経135度00.33分) E (北緯34度33.05分、東経135度00.12分) F (北緯34度33.01分、東経135度0.10分) G (北緯34度32.73分、東経134度59.82分) ア Aから92度の線と最大高潮時海岸線との交点 イ Aから92度1,000メートルの点 ウ Aから92度1,300メートルの点 オ (北緯34度33.17分、東経135度01.27分) エ (北緯34度33.29分、東経135度00.37分) カ (北緯34度33.33分、東経135度00.36分) キ (北緯34度33.04分、東経135度00.14分) ク (北緯34度32.94分、東経135度00.12分) ケ (北緯34度32.94分、東経135度00.04分) コ (北緯34度32.71分、東経134度59.84分) サ (北緯34度32.73分、東経134度59.73分)	第二種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市下田、谷、飯屋、久留麻、浦、楠本、大磯	—
共第112号	淡路島岩屋漁業協同組合 仮屋漁業協同組合	淡路市大磯川から鶴崎川に至る間の地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度33.40分、東経135度00.46分) B (北緯34度34.40分、東経135度01.41分) ア (北緯34度33.17分、東経135度01.27分) イ (北緯34度34.31分、東経135度02.19分)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	わかめ漁業 あまのり漁業 あおのり漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 よりのり漁業 あおさ漁業 てんぐさ漁業 いがい漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いそ刺網漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から4月30日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市浦、楠本、大磯、岩屋	潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号	漁業者者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第113号	淡路島岩屋漁業協同組合	淡路市岩屋地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。 （除外区域1） 点オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びシを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 （除外区域2） 点ス、セ、ソ、タ、チ及びスを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度34.40分、東経135度01.41分） B（北緯34度35.40分、東経135度01.31分） C（北緯34度36.55分、東経135度00.13分） D（北緯34度36.48分、東経134度59.83分） E（北緯34度35.88分、東経135度00.63分） F（北緯34度36.57分、東経135度0.88分） ア（北緯34度34.31分、東経135度02.19分） イ（北緯34度35.46分、東経135度01.96分） ウ（北緯34度37.00分、東経135度00.50分） エ（北緯34度36.97分、東経134度59.57分） オ（北緯34度35.95分、東経135度00.65分） カ（北緯34度35.99分、東経135度00.76分） キ（北緯34度36.07分、東経135度00.72分） ク（北緯34度36.10分、東経135度00.69分） ケ（北緯34度36.18分、東経135度00.60分） コ（北緯34度36.21分、東経135度00.55分） サ（北緯34度36.40分、東経135度00.43分） シ（北緯34度36.37分、東経135度00.36分） ソ（北緯34度36.81分、東経135度00.64分） セ（北緯34度36.67分、東経135度00.53分） タ（北緯34度36.33分、東経135度01.12分） チ（北緯34度36.34分、東経135度01.12分） ス（北緯34度36.75分、東経135度00.73分）	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。 （除外区域1） 点オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びシを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 （除外区域2） 点ス、セ、ソ、タ、チ及びスを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市鶴崎川尻左岸 B 淡路市岩屋地先島東端 C 淡路市岩屋松帆崎北端 D 最大高潮時海岸線における旧津名郡淡路町・同郡北淡町界 E 淡路市岩屋浦八川尻右岸 F 明石海峡大橋主塔基礎設置位置中心点 ア Aから98度の1,200メートルの点 イ Bから84度の1,000メートルの点 ウ Cから34度の1,000メートルの点 エ Dから337度の1,000メートルの点 オ Eから最大高潮時海岸線に沿い南へ50mの点 カ オから69度の175メートルの点 キ カから339度の158メートルの点 ク キから328度の85メートルの点 ケ クから316度の202メートルの点 コ コから303度の91メートルの点 サ コから333度の395メートルの点 シ シから243度の線と最大高潮時海岸線との交点 ス Fから320度の570メートルの点 セ スから215度の300メートルの点 ソ セから125度の1,100メートルの点 タ タから35度の線とイトウを結んだ線との交点 チ スから125度の線とイトウを結んだ線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 あおさ漁業 あわび漁業 うに漁業 いそぐい漁業 さざえ漁業 あさり漁業 あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 いそ朝網漁業	2月1日から6月30日まで 1月1日から5月31日まで 5月1日から9月30日まで 10月1日から4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市岩屋	潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第114号	淡路島岩屋漁業協同組合	同上	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度35.29分、東経135度01.41分） ア（北緯34度35.00分、東経135度02.23分）	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市岩屋大和島北端 ア Aから113度の1,350メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市岩屋	—
共第115号	淡路島岩屋漁業協同組合	同上	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度35.29分、東経135度01.41分） ア（北緯34度34.83分、東経135度02.78分）	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市岩屋大和島北端 ア Aから112度の2,250メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市岩屋	—
共第116号	富島漁業協同組合 淡路島岩屋漁業協同組合	旧津名郡淡路町・同郡北淡町から淡路市野島墓浦大石に至る間の地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度36.48分、東経134度59.83分） B（北緯34度35.88分、東経134度58.59分） C（北緯34度32.95分、東経134度57.05分） ア（北緯34度36.97分、東経134度59.57分） イ（北緯34度36.24分、東経134度58.11分） ウ（北緯34度34.31分、東経134度56.56分）	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における旧津名郡淡路町・同郡北淡町界 B 淡路市野島江崎根取の鼻 C 淡路市野島墓浦大石波止の東にある大石 ア Aから337度の1,000メートルの点 イ Bから312度の1,000メートルの点 ウ Cから312度の1,000メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 あおさ漁業 あわび漁業 うに漁業 いそぐい漁業 さざえ漁業 あさり漁業 あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 いそ朝網漁業	2月1日から6月30日まで 1月1日から5月31日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市岩屋	潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第118号	富島漁業協同組合	淡路市野島墓浦大石から淡路市富島・浅野南界に至る間の地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度33.95分、東経134度57.05分） B（北緯34度33.16分、東経134度56.26分） C（北緯34度32.73分、東経134度55.28分） ア（北緯34度34.31分、東経134度56.56分） イ（北緯34度33.51分、東経134度55.76分） ウ（北緯34度33.07分、東経134度54.78分）	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市野島墓浦大石波止の東にある大石 B 最大高潮時海岸線における淡路市野島墓浦・舟木界 C 最大高潮時海岸線における淡路市富島・浅野南界 ア Aから312度の1,000メートルの点 イ Bから310度の1,000メートルの点 ウ Cから310度の1,000メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 あおさ漁業 あわび漁業 うに漁業 いそぐい漁業 さざえ漁業 あさり漁業 あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 いそ朝網漁業	2月1日から6月30日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市野島江崎、野島大川、野島墓浦、野島平林、野島森木、舟木、長浜、小倉、富島	潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第120号	富島漁業協同組合	淡路市野島森木地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度34.58分、東経134度57.65分） B（北緯34度33.95分、東経134度57.05分） ア（北緯34度34.60分、東経134度56.32分）	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市野島大川尻左岸 B 淡路市野島墓浦大石波止の東にある大石 ア Aから277度の線とBから317度の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市野島江崎、野島大川、野島墓浦、野島平林、野島森木、舟木、長浜、小倉、富島	—
共第121号	浅野浦漁業協同組合 富島漁業協同組合 曾波浦漁業協同組合 室津浦漁業協同組合	淡路市富島沖合	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度33.00分、東経134度55.92分） B（北緯34度31.87分、東経134度53.71分） ア（北緯34度34.34分、東経134度53.42分）	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市富島港西防波堤上旧灯台跡 B 淡路市曾波港西防波堤上旧灯台跡 ア Aから303度の線とBから354度の30分の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市野島江崎、野島大川、野島墓浦、野島平林、野島森木、舟木、小倉、長浜、富島、浅野南、斗ノ内、浅野神田、曾波、室津	—
共第122号	浅野浦漁業協同組合 富島漁業協同組合 曾波浦漁業協同組合 室津浦漁業協同組合	淡路市斗ノ内沖合	次の点のうちアを中心として半径150メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度33.00分、東経134度55.92分） B（北緯34度31.87分、東経134度53.71分） ア（北緯34度33.23分、東経134度53.65分）	次の点のうちアを中心として半径150メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市富島港西防波堤上旧灯台跡 B 淡路市曾波港西防波堤上旧灯台跡 ア Aから277度の線とBから358度の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市野島江崎、野島大川、野島墓浦、野島平林、野島森木、舟木、小倉、長浜、富島、浅野南、斗ノ内、浅野神田、曾波、室津	—

免許番号	漁業種名	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第123号	淡野浦漁業協同組合	淡路市淡野南及び斗ノ内地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度32.73分、東経134度55.28分) B (北緯34度31.78分、東経134度53.97分) ア (北緯34度33.07分、東経134度54.78分) イ (北緯34度32.23分、東経134度53.32分)	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における淡路市富島・淡野南界 B 最大高潮時海岸線における淡路市斗ノ内・育波界 ア Aから310度1,000メートルの点 イ Bから310度1,300メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	むしろ漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あさり漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 にし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いそ朝網漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から6月30日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市淡野南	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第124号	育波浦漁業協同組合	淡路市育波地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度31.78分、東経134度53.97分) B (北緯34度31.46分、東経134度52.90分) ア (北緯34度32.23分、東経134度53.32分) イ (北緯34度31.88分、東経134度52.30分)	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における淡路市斗ノ内・育波界 B 最大高潮時海岸線における淡路市育波・室津界 ア Aから310度1,300メートルの点 イ Bから310度1,200メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	わかめ漁業 いぎす漁業 いざし漁業 むしろ漁業 かき漁業 あさり漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いそ朝網漁業	2月1日から6月30日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市育波	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第125号	室津浦漁業協同組合	淡路市室津地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線より囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度31.46分、東経134度52.90分) B (北緯34度30.81分、東経134度52.21分) ア (北緯34度31.88分、東経134度52.30分) イ (北緯34度31.16分、東経134度51.71分)	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線より囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における淡路市育波・室津界 B 最大高潮時海岸線における旧津名郡北淡町・同郡一宮町界 ア Aから310度1,200メートルの点 イ Bから310度1,000メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	むしろ漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 ひき漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あさり漁業 さざえ漁業 にし漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばかがい漁業 いせえび漁業 にし漁業 なまこ漁業 うに漁業 いそ朝網漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から6月30日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市室津	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第126号	一宮町漁業協同組合	淡路市尾崎から淡路市深草に至る間の地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度30.81分、東経134度52.21分) B (北緯34度28.16分、東経134度49.11分) C (北緯34度26.96分、東経134度47.89分) D (北緯34度25.63分、東経134度47.28分) ア (北緯34度31.16分、東経134度51.71分) イ (北緯34度28.71分、東経134度48.71分) ウ (北緯34度27.30分、東経134度47.38分) エ (北緯34度26.08分、東経134度46.62分)	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における旧津名郡北淡町・同郡一宮町界 B 淡路市江井崎北端 C 淡路市明神崎北端 D 最大高潮時海岸線における旧津名郡一宮町・同郡五色町界 ア Aから310度1,000メートルの点 イ Bから320度1,200メートルの点 ウ Cから309度1,000メートルの点 エ Dから309度1,300メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	むしろ漁業 わかめ漁業 ひき漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 いせえび漁業 にし漁業 なまこ漁業 うに漁業 いそ朝網漁業 ます網漁業 地びき網漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から6月30日まで 11月1日から6月30日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市尾崎、郡家、多賀、江井、草香北、草香、明神、深草	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第127号	一宮町漁業協同組合	淡路市尾崎沖合	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度30.33分、東経134度51.88分) B (北緯34度29.62分、東経134度51.44分) ア (北緯34度30.67分、東経134度50.06分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市尾崎枯木神社鳥居中央 B 淡路市新川尻左岸 ア Aから282度30分の線とBから312度30分の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市尾崎、郡家、多賀、江井、草香北、草香、明神、深草	一
共第128号	一宮町漁業協同組合	同上	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度30.46分、東経134度55.36分) B (北緯34度21.46分、東経134度50.33分) ア (北緯34度32.12分、東経134度45.89分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市常陸寺山頂上 B 洲本市先山頂上 ア Aから282度の線とBから341度の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市尾崎、郡家、多賀、江井、草香北、草香、明神、深草	一
共第129号	一宮町漁業協同組合	同上	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度30.46分、東経134度55.36分) B (北緯34度21.46分、東経134度50.33分) ア (北緯34度31.38分、東経134度44.74分)	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市常陸寺山頂上 B 洲本市先山頂上 ア Aから276度の線とBから335度の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市尾崎、郡家、多賀、江井、草香北、草香、明神、深草	一
共第130号	一宮町漁業協同組合	淡路市郡家沖合	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度30.33分、東経134度51.88分) B (北緯34度29.62分、東経134度51.44分) ア (北緯34度29.34分、東経134度48.17分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市尾崎枯木神社鳥居中央 B 淡路市新川尻左岸 ア Aから252度の線とBから264度の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市尾崎、郡家、多賀、江井、草香北、草香、明神、深草	一

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第131号	五色町漁業協同組合	洲本市五色町地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度25.63分、東経134度47.28分) B (北緯34度23.13分、東経134度45.29分) C (北緯34度21.15分、東経134度44.44分) ア (北緯34度26.08分、東経134度46.62分) イ (北緯34度23.33分、東経134度44.69分) ウ (北緯34度21.42分、東経134度43.59分)	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における旧津名郡一宮町・同郡五色町界 B 洲本市五色町佛崎西端 C 最大高潮時海岸線における洲本市五色町・南あわじ市松帆慶野界 ア Aから309度1,300メートルの点 イ Bから292度1,000メートルの点 ウ Cから291度1,400メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	もずく漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 たいらぎ漁業 みくらい漁業 にし漁業 ばい漁業 にし漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業 いそ朝網漁業 ます網漁業 雑魚かご網漁業 地びき網漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から6月30日まで 11月1日から6月30日まで いぎす漁業 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	洲本市五色町郡志、五色町郡志乃成、五色町郡志角川、五色町島崎浦	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第132号	湊漁業協同組合 五色町漁業協同組合	南あわじ市松帆慶野地先	次の点のうちA、イ、ウ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度21.15分、東経134度44.44分) B (北緯34度20.69分、東経134度44.26分) ア (北緯34度20.70分、東経134度44.23分) イ (北緯34度21.42分、東経134度43.59分) ウ (北緯34度20.99分、東経134度43.31分)	次の点のうちA、イ、ウ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における洲本市五色町・南あわじ市松帆慶野界 B 南あわじ市松帆慶野種子神社前島居中央 ア Bから291度の線と最大高潮時海岸線との交点 イ Aから291度1,400メートルの点 ウ Aから291度1,500メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	もずく漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 ばかがい漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 みくらい漁業 にし漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 いせえび漁業 いそ朝網漁業 ます網漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から6月30日まで 11月1日から6月30日まで いぎす漁業 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	洲本市五色町島崎浦、松帆古津路、松帆慶野、松帆江尻、湊、津井	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第133号	湊漁業協同組合	南あわじ市松帆慶野から南あわじ市津井・阿那賀界に至る間の地先	次の点のうちA、イ、ウ、エ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、D、オ、カ、キ、ク、サ、コ、ケ、シ、ス及びセを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 点の位置 A (北緯34度20.69分、東経134度44.26分) B (北緯34度19.87分、東経134度41.25分) C (北緯34度19.02分、東経134度40.44分) D (北緯34度19.93分、東経134度43.75分) ア (北緯34度20.70分、東経134度44.23分) イ (北緯34度20.99分、東経134度43.31分) ウ (北緯34度20.40分、東経134度40.69分) エ (北緯34度19.41分、東経134度39.99分) オ (北緯34度19.93分、東経134度43.59分) カ (北緯34度19.95分、東経134度43.55分) キ (北緯34度19.97分、東経134度43.54分) ク (北緯34度20.07分、東経134度43.53分) ケ (北緯34度19.86分、東経134度43.37分) コ (北緯34度19.98分、東経134度43.45分) サ (北緯34度20.11分、東経134度43.43分) シ (北緯34度19.82分、東経134度43.33分) ス (北緯34度19.67分、東経134度43.01分) セ (北緯34度19.51分、東経134度43.12分)	次の点のうちA、イ、ウ、エ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、D、オ、カ、キ、ク、サ、コ、ケ、シ、ス及びセを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 点の位置 A 南あわじ市松帆慶野種子神社前島居中央 B 南あわじ市雁来崎大岩頂上 C 最大高潮時海岸線における南あわじ市津井・阿那賀西路界 D 南あわじ市湊港西防波堤上旧灯台跡 ア Aから291度の線と最大高潮時海岸線との交点 イ Aから291度1,500メートルの点 ウ Bから319度1,300メートルの点 エ Cから317度1,000メートルの点 オ Dから311度56メートルの点 カ オから298度63メートルの点 キ カから328度50メートルの点 ク キから356度190メートルの点 ケ Dから255度390メートルの点 コ クから260度253メートルの点 サ コから356度235メートルの点 シ ケから220度98メートルの点 ス シから242度557メートルの点 セ スから152度の線と最大高潮時海岸線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 いぎす漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いそ朝網漁業 ます網漁業 雑魚かご網漁業 地びき網漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市、松帆古津路、松帆慶野、松帆江尻、湊、津井	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第134号	南あわじ漁業協同組合	南あわじ市阿那賀地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度19.02分、東経134度40.44分) B (北緯34度17.60分、東経134度39.26分) C (北緯34度14.57分、東経134度39.57分) D (北緯34度14.46分、東経134度39.50分) E (北緯34度14.37分、東経134度38.63分) ア (北緯34度19.41分、東経134度39.99分) イ (北緯34度17.74分、東経134度38.63分) ウ (北緯34度14.53分、東経134度39.35分)	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における南あわじ市津井・阿那賀西路界 B (北緯34度19.02分、東経134度40.44分) C 南あわじ市丸山崎西端 D (北緯34度17.60分、東経134度39.26分) E (北緯34度14.37分、東経134度38.63分) ア (北緯34度14.57分、東経134度39.57分) D 南あわじ市門崎西端 E 徳島県鳴門市孫崎北端 (北緯34度14.46分、東経134度39.50分) ア Aから317度1,000メートルの点 (北緯34度19.41分、東経134度39.99分) イ Bから285度1,000メートルの点 (北緯34度17.74分、東経134度38.63分) ウ CとEを結んだ線とDから299度16分の線との交点 (北緯34度14.53分、東経134度39.35分)	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	もずく漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 ふのり漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えんじ漁業 いそ朝網漁業 ます網漁業 雑魚かご網漁業 地びき網漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から7月31日まで 11月1日から6月30日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	同市 阿那賀 阿那賀志知川 阿那賀西路	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号	漁業種名	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第135号	福良漁業協同組合 南あわじ漁業協同組合	南あわじ市門崎地先	次の点のうちA、ア、イ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.57分、東経134度39.57分) B (北緯34度14.46分、東経134度39.50分) C (北緯34度14.48分、東経134度39.63分) D (北緯34度14.37分、東経134度38.63分) E (北緯34度13.91分、東経134度38.88分) ア (北緯34度14.53分、東経134度39.35分) イ (北緯34度14.35分、東経134度39.46分)	次の点のうちA、ア、イ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市門崎北横瀬 B 南あわじ市門崎西端 C 南あわじ市門崎南横瀬 D 徳島県鳴門市孫崎北端 E 徳島県鳴門市飛鳥頂上 ア AとDを結んだ線とBから299度16分の線との交点 イ CとEを結んだ線とBから190度16分の線との交点	第一種共同漁業	もずく漁業 わかめ漁業 ひきき漁業 いぎす漁業 てんぐき漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 にし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 えむし漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から7月31日まで 11月1日から6月30日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市阿部賀(木場、小木嶋、小嶋、松ヶ谷、端所、島を除く。)、福良甲、福良乙、福良丙	潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第136号	福良漁業協同組合 南あわじ漁業協同組合	同上	次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.57分、東経134度39.57分) B (北緯34度14.48分、東経134度39.63分) C (北緯34度14.37分、東経134度38.63分) D (北緯34度13.91分、東経134度38.88分) E (北緯34度14.21分、東経134度38.71分) ア (北緯34度14.45分、東経134度38.98分) イ (北緯34度14.15分、東経134度39.21分)	次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市門崎北横瀬 B 南あわじ市門崎南横瀬 C 徳島県鳴門市孫崎北端 D 徳島県鳴門市飛鳥頂上 E 徳島県鳴門市飛鳥頂上 ア AとCを結んだ線とEから44度16分の線との交点 イ BとDを結んだ線とEから98度16分の線との交点	第二種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市阿部賀(木場、小木嶋、小嶋、松ヶ谷、端所、島を除く。)、福良甲、福良乙、福良丙	一
共第137号	福良漁業協同組合 南あわじ漁業協同組合 鳴門漁業協同組合 新鳴門漁業協同組合 里浦漁業協同組合	同上	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.57分、東経134度39.57分) B (北緯34度14.46分、東経134度39.50分) C (北緯34度14.48分、東経134度39.63分) D (北緯34度14.37分、東経134度38.63分) E (北緯34度13.91分、東経134度38.88分) F (北緯34度14.21分、東経134度38.71分) ア (北緯34度14.53分、東経134度39.35分) イ (北緯34度14.35分、東経134度39.46分) ウ (北緯34度14.15分、東経134度39.21分) エ (北緯34度14.45分、東経134度38.98分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市門崎北横瀬 B 南あわじ市門崎南横瀬 C 徳島県鳴門市孫崎北端 D 徳島県鳴門市飛鳥頂上 F 徳島県鳴門市飛鳥頂上 ア AとDを結んだ線とBから299度16分の線との交点 イ CとEを結んだ線とBから195度16分の線との交点 ウ CとEを結んだ線とFから98度16分の線との交点 エ AとDを結んだ線とFから44度16分の線との交点	第一種共同漁業	わかめ漁業 ひきき漁業 いぎす漁業 てんぐき漁業 いらい漁業 かき漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 にし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 えむし漁業	2月1日から7月31日まで 11月1日から6月30日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市阿部賀(木場、小木嶋、小嶋、松ヶ谷、端所、島を除く。)、福良甲、福良乙、福良丙 徳島県鳴門市、里浦町	潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第138号	福良漁業協同組合	南あわじ市門崎から南あわじ市阿方塩屋町に至る間の地先	次の点のうちA、ア及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 (除外区域) 点イ、ウ、エ、オ、カ、キを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.48分、東経134度39.63分) B (北緯34度14.21分、東経134度38.71分) C (北緯34度13.91分、東経134度38.88分) D (北緯34度13.84分、東経134度42.30分) E 南あわじ市福良湾岸島頂上 ア AとCを結んだ線とBから98度16分の線との交点 イ Eから143度58分の線と最大高潮時海岸線との交点 ウ Eから162度27分1,020メートルの点 エ Eから162度43分928メートルの点 オ Eから166度52分931メートルの点 カ Eから166度9分1,040メートルの点 キ Eから167度10分の線と最大高潮時海岸線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	もずく漁業 わかめ漁業 ひきき漁業 いぎす漁業 てんぐき漁業 いらい漁業 かき漁業 あさり漁業 にし漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業 えむし漁業 いそ刺網漁業 鱈魚かご刺網漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から7月31日まで 11月1日から6月30日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市福良甲、福良乙、福良丙	潜水器を用いて水産動植物を採集するときは、別に知事の許可を受けなければならない。	
共第139号	福良漁業協同組合	南あわじ市福良門崎南岸地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.52分、東経134度39.60分) ア (北緯34度14.39分、東経134度39.57分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市門崎登台中心点 ア Aから191度250メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市福良甲、福良乙、福良丙	一
共第140号	福良漁業協同組合 南淡漁業協同組合	南あわじ市阿方吹上地先	次の点のうちD、イ、ウ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.48分、東経134度39.63分) B (北緯34度14.21分、東経134度38.71分) C (北緯34度13.91分、東経134度38.88分) D (北緯34度13.84分、東経134度42.30分) E (北緯34度12.72分、東経134度43.35分) ア (北緯34度14.15分、東経134度39.21分) イ (北緯34度13.97分、東経134度41.00分) ウ (北緯34度11.48分、東経134度42.09分)	次の点のうちD、イ、ウ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市門崎南横瀬 B 徳島県鳴門市飛鳥頂上 C 徳島県鳴門市飛鳥頂上 D 南あわじ市阿方吹上町船合の鼻 E 南あわじ市本庄川尻左岸 ア AとCを結んだ線とBから98度16分の線との交点 イ Dとアを結んだ線上のDから2,000メートルの点 ウ Eから220度3,000メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	もずく漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 てんぐき漁業 ひきき漁業 いらい漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 まがい漁業 ばい漁業 にし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 えむし漁業 いそ刺網漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から7月31日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市福良甲、福良乙、福良丙、阿方塩屋町(中西)、阿方吹上町、阿方西町(丸田)	付記のとおり
共第141号	福良漁業協同組合 南淡漁業協同組合	南あわじ市小瀬の鼻沖合	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.49分、東経134度42.06分) B (北緯34度13.94分、東経134度42.06分) ア (北緯34度12.76分、東経134度40.49分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市釣島灯台 B 南あわじ市阿方小瀬の鼻 ア Aから217度の線とBから258度の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市福良甲、福良乙、福良丙、阿方塩屋町(中西)、阿方吹上町、阿方西町(丸田)、藤仁垣、藏地野瀬土生、藏吉野、藏黒岩、藏米川、藏門栗、藏漁谷、沼島	一

免許番号	漁業者者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・団別の別	関係地区	条件	
共第142号	福島漁業協同組合 南淡漁業協同組合 沼島漁業協同組合	南あわじ市阿万上町地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度12.72分、東経134度43.35分） B（北緯34度11.36分、東経134度43.77分） ア（北緯34度11.48分、東経134度42.09分） イ（北緯34度11.25分、東経134度42.47分）	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市本庄川尻左岸 B 南あわじ市瀬崎西端 ア Aから220度3,000メートルの点 イ Bから264度2,000メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	もろく漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 ひき漁業 いがい漁業 かき漁業 あり漁業 あびり漁業 としおし漁業 さざえ漁業 まてがい漁業 はい漁業 にし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 マサメ刺網漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から7月31日まで 5月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市福良甲、福良乙、福良丙、阿方富岡町（市役所）、阿方次上町、阿方西町（丸田）、沼島	付記のとおり
共第143号	南淡漁業協同組合 沼島漁業協同組合	南あわじ市瀬崎から洲本市増田川に至る間の地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、オ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市瀬崎西端（北緯34度11.36分、東経134度43.77分） B 南あわじ市瀬崎二浦位留上（北緯34度11.39分、東経134度44.33分） C 南あわじ市瀬崎港西防波堤基部中央（北緯34度11.97分、東経134度47.67分） D 洲本市上郷増田川尻左岸（北緯34度14.42分、東経134度52.41分） ア Aから594度2,000メートルの点（北緯34度11.25分、東経134度42.47分） イ Aから220度1,500メートルの点（北緯34度10.74分、東経134度43.14分） ウ Bから174度1,300メートルの点（北緯34度10.69分、東経134度44.42分） エ Cから164度1,500メートルの点（北緯34度11.19分、東経134度47.94分） オ Dから172度1,000メートルの点（北緯34度13.83分、東経134度52.51分）	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、オ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市瀬崎西端 B 南あわじ市瀬崎二浦位留上 C 南あわじ市瀬崎港西防波堤基部中央 D 洲本市上郷増田川尻左岸 ア Aから264度2,000メートルの点 イ Aから220度1,500メートルの点 ウ Bから174度1,300メートルの点 エ Cから164度1,500メートルの点 オ Dから172度1,000メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	もろく漁業 わかめ漁業 あり漁業 ひき漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 ひき漁業 いがい漁業 あり漁業 あびり漁業 としおし漁業 さざえ漁業 まてがい漁業 はい漁業 にし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 マサメ刺網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から7月31日まで およびのり漁業 11月1日から4月30日まで 11月1日から6月30日まで 5月1日から6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市瀬崎に嶺、同上 地野、養士生、磯吉野、瀬田岩、瀬田川、瀬田内、瀬田谷、沼島	同上
共第144号	沼島漁業協同組合	南あわじ市沼島地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びAを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度10.77分、東経134度49.26分） B（北緯34度10.31分、東経134度49.85分） C（北緯34度09.73分、東経134度49.68分） D（北緯34度09.45分、東経134度49.41分） E（北緯34度09.43分、東経134度48.67分） ア（北緯34度11.28分、東経134度48.50分） イ（北緯34度11.40分、東経134度49.88分） ウ（北緯34度10.53分、東経134度50.79分） エ（北緯34度09.40分、東経134度50.57分） オ（北緯34度08.67分、東経134度49.68分） カ（北緯34度08.64分、東経134度48.43分） キ（北緯34度09.48分、東経134度47.69分）	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びAを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島黒崎の鼻 B 南あわじ市沼島殿の飛の鼻 C 南あわじ市沼島上立神宮 D 南あわじ市沼島弁の鼻 E 南あわじ市沼島中瀬の鼻 ア Aから309度1,500メートルの点 イ Aから39度1,500メートルの点 ウ Bから174度1,500メートルの点 エ Cから114度1,500メートルの点 オ Dから164度1,500メートルの点 カ Eから194度1,500メートルの点 キ Eから274度1,500メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	もろく漁業 わかめ漁業 あり漁業 ひき漁業 いぎす漁業 ふりの漁業 てんぐさ漁業 いがい漁業 かき漁業 あびり漁業 としおし漁業 さざえ漁業 まてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 マサメ刺網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から7月31日まで およびのり漁業 11月1日から4月30日まで 11月1日から6月30日まで 5月1日から6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市沼島	同上
共第145号	沼島漁業協同組合	南あわじ市沼島殿の飛地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度10.31分、東経134度49.85分） ア（北緯34度10.63分、東経134度49.92分） イ（北緯34度10.15分、東経134度50.34分） ウ（北緯34度10.39分、東経134度50.61分） エ（北緯34度10.79分、東経134度50.19分）	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島殿の飛屋敷岩東端 ア Aから11度600メートルの点 イ Aから144度30分1,100メートルの点 ウ イから54度30分500メートルの点 エ ウから324度30分1,100メートルの点	第三種共同漁業	つぎいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市沼島	—
共第146号	沼島漁業協同組合	南あわじ市沼島続けばえ地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度9.85分、東経134度49.83分） ア（北緯34度9.85分、東経134度50.17分） イ（北緯34度9.63分、東経134度49.99分） ウ（北緯34度9.47分、東経134度50.26分） エ（北緯34度9.70分、東経134度50.44分）	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島続けばえ大磯最高所 ア Aから90度320メートルの点 イ Aから214度500メートルの点 ウ イから124度500メートルの点 エ ウから34度500メートルの点	第三種共同漁業	つぎいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市沼島	—
共第147号	沼島漁業協同組合	南あわじ市沼島岸の南島地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度09.37分、東経134度48.96分） ア（北緯34度09.09分、東経134度49.31分） イ（北緯34度08.86分、東経134度49.47分） ウ（北緯34度09.02分、東経134度49.81分） エ（北緯34度08.26分、東経134度49.64分）	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島青嶺最高所 ア Aから134度730メートルの点 イ Aから150度500メートルの点 ウ イから60度600メートルの点 エ ウから330度500メートルの点	第三種共同漁業	つぎいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市沼島	—
共第148号	沼島漁業協同組合	南あわじ市中新地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度09.37分、東経134度48.96分） B（北緯34度09.43分、東経134度48.67分） ア（北緯34度09.02分、東経134度48.84分）	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島青嶺最高所 B 南あわじ市沼島中瀬大磯最高所 ア Aから197度の線とBから161度の線との交点	第三種共同漁業	つぎいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市沼島	—
共第149号	由良町漁業協同組合	洲本市由良地先	次の点のうちアを中心として半径150メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度17.88分、東経134度56.71分） ア（北緯34度17.88分、東経134度57.36分）	次の点のうちアを中心として半径150メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 洲本市波路由良港成山防波堤灯台中心点 ア Aから92度1,000メートルの点	第三種共同漁業	つぎいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	洲本市由良町由良、由良1～4丁目	—

免許番号	漁業種	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第150号	由良町漁業協同組合	同上	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度16.61分、東経134度57.42分) ア (北緯34度16.19分、東経134度57.61分)	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 洲本市高崎灯台中心点 ア Aから160度830メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	洲本市由良町由良、由良1～4丁目	—
共第151号	浅野浦漁業協同組合 富島漁業協同組合 胄波浦漁業協同組合 室津浦漁業協同組合	淡路市野島地先	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度33.00分、東経134度55.92分) ア (北緯34度33.78分、東経134度56.21分)	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市富島漁港西防波堤灯台中心点 ア Aから17度1,500メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市野島江崎、野島大川、野島壺浦、野島平林、野島轟木、舟木、小倉、長島、富島、浅野南、斗ノ内、浅野神田、育茂、室津	—
共第152号	浅野浦漁業協同組合 富島漁業協同組合 胄波浦漁業協同組合 室津浦漁業協同組合	淡路市富島地先	次の点のうちアを中心として半径150メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度33.00分、東経134度55.92分) ア (北緯34度33.17分、東経134度55.03分)	次の点のうちアを中心として半径150メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市富島漁港西防波堤灯台中心点 ア Aから283度1,400メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市野島江崎、野島大川、野島壺浦、野島平林、野島轟木、舟木、小倉、長島、富島、浅野南、斗ノ内、浅野神田、育茂、室津	—
共第153号	浅野浦漁業協同組合 富島漁業協同組合 胄波浦漁業協同組合 室津浦漁業協同組合	淡路市室津地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度31.52分、東経134度52.68分) ア (北緯34度31.28分、東経134度52.25分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市淡路室津港西防波堤灯台中心点 ア Aから235度800メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市野島江崎、野島大川、野島壺浦、野島平林、野島轟木、舟木、小倉、長島、富島、浅野南、斗ノ内、浅野神田、育茂、室津	—
共第154号	浅野浦漁業協同組合 富島漁業協同組合 胄波浦漁業協同組合 室津浦漁業協同組合	同上	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度31.52分、東経134度52.68分) ア (北緯34度31.10分、東経134度51.73分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市淡路室津港西防波堤灯台中心点 ア Aから242度1,650メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市野島江崎、野島大川、野島壺浦、野島平林、野島轟木、舟木、小倉、長島、富島、浅野南、斗ノ内、浅野神田、育茂、室津	—
共第155号	一宮町漁業協同組合	淡路市江井地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度27.02分、東経134度48.01分) ア (北緯34度27.88分、東経134度48.06分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市淡路山田港西防波堤灯台中心点 ア Aから3度1,600メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	淡路市尾崎、郡家、多賀、江井、草香北、草香、明神、深草	—
共第156号	南淡漁業協同組合 沼島漁業協同組合	南あわじ市龍大川地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度11.84分、東経134度47.84分) ア (北緯34度11.60分、東経134度47.30分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市龍港西防波堤灯台中心点 ア Aから242度950メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市、龍大川、龍地野、龍土生、龍吉野、龍来川、龍門実、龍油谷、沼島	—
共第157号	南淡漁業協同組合 沼島漁業協同組合	南あわじ市龍黒岩地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度11.84分、東経134度47.84分) ア (北緯34度12.81分、東経134度50.46分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市龍港西防波堤灯台中心点 ア Aから66度4,400メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市、龍大川、龍地野、龍土生、龍吉野、龍来川、龍門実、龍油谷、沼島	—
共第158号	沼島漁業協同組合	南あわじ市沼島黒崎地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度10.77分、東経134度49.26分) ア (北緯34度11.18分、東経134度49.39分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島黒崎の鼻 ア Aから14度780メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市沼島	—
共第159号	沼島漁業協同組合	南あわじ市沼島下立神地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度09.37分、東経134度48.96分) ア (北緯34度09.01分、東経134度49.12分) イ (北緯34度08.90分、東経134度49.26分) ウ (北緯34度08.80分、東経134度49.06分) エ (北緯34度08.93分、東経134度48.94分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島青嶺最高所 ア Aから160.5度700メートルの点 イ Aから133.5度300メートルの点 ウ イから240度350メートルの点 エ ウから320.5度300メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市沼島	—
共第160号	沼島漁業協同組合	南あわじ市沼島中瀬地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度09.43分、東経134度48.67分) ア (北緯34度09.21分、東経134度48.43分) イ (北緯34度09.55分、東経134度48.18分) ウ (北緯34度09.50分、東経134度48.06分) エ (北緯34度09.15分、東経134度48.22分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島中瀬大瀬最高所 ア Aから222度550メートルの点 イ Aから329度750メートルの点 ウ イから242.5度200メートルの点 エ ウから150度700メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市沼島	—
共第161号	沼島漁業協同組合	南あわじ市沼島地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度10.20分、東経134度48.99分) ア (北緯34度10.64分、東経134度48.74分) イ (北緯34度10.74分、東経134度48.97分) ウ (北緯34度11.05分、東経134度49.05分) エ (北緯34度11.25分、東経134度48.89分) オ (北緯34度11.02分、東経134度48.49分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島港西防波堤灯台中心点 ア Aから334.5度900メートルの点 イ Aから62度400メートルの点 ウ イから12度000メートルの点 エ ウから325度450メートルの点 オ エから234.5度750メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市沼島	—
共第301号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合	明石市大久保町地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度40.41分、東経134度54.64分) ア (北緯34度40.25分、東経134度54.71分) イ (北緯34度40.05分、東経134度54.57分) ウ (北緯34度39.88分、東経134度55.05分) エ (北緯34度40.08分、東経134度55.18分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから161度300メートルの点 イ Aから209度425メートルの点 ウ イから113度800メートルの点 エ ウから28度420メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市材木町、榎屋町、日富美町、大瀬町、瀬江、御町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松ノ木、大久保町八木、大久保町江井島、大久保町西島、魚住町中花、魚住町西岡	—
共第302号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合	同上	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度40.41分、東経134度54.64分) ア (北緯34度40.30分、東経134度53.90分) イ (北緯34度40.11分、東経134度53.90分) ウ (北緯34度40.11分、東経134度53.70分) エ (北緯34度40.30分、東経134度53.70分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから260度17分1,152メートルの点 イ Aから180度362メートルの点 ウ イから270度305メートルの点 エ ウから360度362メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市材木町、榎屋町、日富美町、大瀬町、瀬江、御町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松ノ木、大久保町八木、大久保町江井島、大久保町西島、魚住町中花、魚住町西岡	—

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第303号	第二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合	明石市二見町地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度40. 41分、東経134度54. 64分) ア (北緯34度41. 10分、東経134度51. 90分) イ (北緯34度40. 90分、東経134度51. 80分) ウ (北緯34度41. 00分、東経134度51. 40分) エ (北緯34度41. 20分、東経134度51. 50分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア から287度3分4. 383メートルの点 イ アから202度26分400メートルの点 ウ イから286度50分638メートルの点 エ ウから22度26分400メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市二見町	—
共第304号	高砂漁業協同組合 東播磨漁業協同組合 播磨町漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合	同上	次の点のうちアを中心として半径50メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度41. 84分、東経134度50. 19分) ア (北緯34度40. 53分、東経134度52. 49分)	次の点のうちアを中心として半径50メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 加古郡播磨町東播磨港別府東防波堤灯台中心点 ア から124度34分4. 260メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市二見町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市高砂町南浜町、高砂町東宮町、高砂町戎町、高砂町西宮町、高砂町材木町、高砂町船頭町、高砂町清水町、高砂町藍屋町、荒井町小松原1～5丁目、荒井町若宮町、荒井町東本町、荒井町扇町、荒井町南榮町、荒井町中町、荒井町千鳥1～3丁目、荒井町瀬池1～3丁目、荒井町日之出町、荒井町新浜1～3丁目、荒井町御旅1～3丁目	—
共第305号	沼島漁業協同組合	南あわじ市沼島上立岸岩地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度10. 10分、東経134度49. 69分) ア (北緯34度09. 56分、東経134度49. 91分) イ (北緯34度09. 45分、東経134度50. 01分) ウ (北緯34度09. 28分、東経134度49. 81分) エ (北緯34度09. 36分、東経134度49. 68分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島灯台中心点 ア Aから161度1, 050メートルの点 イ アから141度250メートルの点 ウ イから224度450メートルの点 エ ウから305度250メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市沼島	—
共第306号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合	明石市大久保町地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度40. 41分、東経134度54. 64分) ア (北緯34度40. 35分、東経134度54. 46分) イ (北緯34度40. 14分、東経134度54. 35分) ウ (北緯34度40. 11分、東経134度54. 44分) エ (北緯34度40. 31分、東経134度54. 58分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから250度300メートルの地点 イ アから204度420メートルの地点 ウ イから113度160メートルの地点 エ ウから29度425メートルの地点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市材木町、梅屋町、日富美町、大観町、港町、神町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江藤江、大久保町八木、大久保町八木、大久保町江井島、大久保町西島、魚住町中尾、魚住町西岡	—
共第307号	高砂漁業協同組合 東播磨漁業協同組合 播磨町漁業協同組合 第二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合	加古郡播磨町地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度41. 84分、東経134度50. 19分) ア (北緯34度40. 96分、東経134度49. 89分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 加古郡播磨町東播磨港別府東防波堤灯台中心点 ア Aから196度1, 700メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	明石市二見町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市高砂町南浜町、高砂町東宮町、高砂町戎町、高砂町西宮町、高砂町材木町、高砂町船頭町、高砂町清水町、高砂町藍屋町、荒井町小松原1～5丁目、荒井町若宮町、荒井町東本町、荒井町扇町、荒井町南榮町、荒井町中町、荒井町千鳥1～3丁目、荒井町瀬池1～3丁目、荒井町日之出町、荒井町新浜1～3丁目、荒井町御旅1～3丁目	—
共第308号	姫路市漁業協同組合 伊保漁業協同組合	姫路市大塩町地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度46. 26分、東経134度43. 34分) ア (北緯34度45. 40分、東経134度45. 00分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市姫路八木港西防波堤灯台中心点 ア A点から122度2, 990メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	高砂市高瀬、梅井、伊保港町、伊保、伊保崎、伊保崎町、伊保東、今市、中島、百合丘、緑丘、竜山、中筋、時光寺町、春日野町、美保里、曾根町、姫路市大塩町、的形町の形、的形福田、木嶋、八家、東山、白面町、飾磨区美穂、飾磨区阿成、飾磨区宮、飾磨区大浜、飾磨区播江、飾磨区須加、飾磨区東堀、飾磨区玉地、飾磨区中島、飾磨区今佐家、飾磨区加茂、飾磨区西浜町1～3丁目、広畑区北野町1～2丁目、広畑区東新町1～3丁目、広畑区東広町1～3丁目、大津区吉美、大津区平松、大津区船兵衛町1～5丁目、大津区真砂町、大津区恵美酒町、大津区天神町、網干区新在室、網干区興浜、網干区新田	—

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第309号	姫路市漁業協同組合	姫路市形的町地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度46.26分、東経134度43.34分) ア (北緯34度45.52分、東経134度44.21分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市姫路八木港西防波堤灯台中心点 ア A点から136度1,900メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市大塩町、的形町の形的町福留、本場、八家、東山、白浜町、飾磨区美濃、飾磨区阿成、飾磨区宮、飾磨区大浜、飾磨区細江、飾磨区須加、飾磨区東堀、飾磨区玉地、飾磨区中島、飾磨区今在家、飾磨区加茂、飾磨区西浜町1～3丁目、広畑区北野町1～2丁目、広畑区東新町1～3丁目、広畑区末広町1～3丁目、大津区吉美、大津区平松、大津区鶴浜衛町1～5丁目、大津区真砂町、大津区恵美酒町、大津区天神町、網干区新在家、網干区興浜、網干区浜田	—
共第310号	姫路市漁業協同組合	姫路市網干区地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度45.72分、東経134度35.22分) ア (北緯34度45.38分、東経134度34.97分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市網干西灯台中心点 ア A点から211度730メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	姫路市大塩町、的形町の形的町福留、本場、八家、東山、白浜町、飾磨区美濃、飾磨区阿成、飾磨区宮、飾磨区大浜、飾磨区細江、飾磨区須加、飾磨区東堀、飾磨区玉地、飾磨区中島、飾磨区今在家、飾磨区加茂、飾磨区西浜町1～3丁目、広畑区北野町1～2丁目、広畑区東新町1～3丁目、広畑区末広町1～3丁目、大津区吉美、大津区平松、大津区鶴浜衛町1～5丁目、大津区真砂町、大津区恵美酒町、大津区天神町、網干区新在家、網干区興浜、網干区浜田	—
共第311号	福良漁業協同組合	南あわじ市神島瀬島地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.49分、東経134度42.06分) ア (北緯34度14.56分、東経134度41.09分)	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市約島鼻灯台中心点 (北緯34度14.49分、東経134度42.06分) ア A点から275度1,500メートルの点 (北緯34度14.56分、東経134度41.09分)	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市福良甲、福良乙、福良丙	—
共第312号	福良漁業協同組合	同上	次の点のうちアを中心として直径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.49分、東経134度42.06分) ア (北緯34度14.34分東経134度41.44分)	次の点のうちアを中心として直径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市約島鼻灯台中心点 ア A点から252度1,250メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市福良甲、福良乙、福良丙	—
共第313号	福良漁業協同組合	同上	次の点のうちアを中心として直径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.52分、東経134度39.60分) ア (北緯34度14.53分、東経134度40.35分)	次の点のうちアを中心として直径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市門地灯台中心点 ア A点から86度1,080メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市福良甲、福良乙、福良丙	—
共第314号	福良漁業協同組合 南淡漁業協同組合	南あわじ市小川の鼻地先	次の点のうちアを中心として直径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.49分、東経134度42.06分) ア (北緯34度13.2分、東経134度41.33分)	次の点のうちアを中心として直径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市約島鼻灯台中心点 ア A点から205度2,700メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市福良甲、福良乙、福良丙、阿万塩屋町(中西)、阿万吹上町、阿万西町(丸田)、龍仁頃、灘地野、灘土生、灘吉野、灘黒岩、灘米川、灘円美、灘油谷	—
共第315号	福良漁業協同組合 南淡漁業協同組合	同上	次の点のうちアを中心として直径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.49分、東経134度42.06分) ア (北緯34度13.28分、東経134度41.28分)	次の点のうちアを中心として直径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市約島鼻灯台中心点 ア A点から208度5分2,600メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市福良甲、福良乙、福良丙、阿万塩屋町(中西)、阿万吹上町、阿万西町(丸田)、龍仁頃、灘地野、灘土生、灘吉野、灘黒岩、灘米川、灘円美、灘油谷	—
共第316号	福良漁業協同組合	南あわじ市市尻地先	次の点のうちアを中心として直径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.49分、東経134度42.06分) ア (北緯34度13.90分、東経134度42.14分)	次の点のうちアを中心として直径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市約島鼻灯台中心点 ア A点から175度52分1,065メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市福良甲、福良乙、福良丙	—
共第317号	福良漁業協同組合	南あわじ市神島瀬島地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.49分、東経134度42.06分) ア (北緯34度14.40分、東経134度41.54分) イ (北緯34度14.40分、東経134度41.55分) ウ (北緯34度14.39分、東経134度41.55分) エ (北緯34度14.39分、東経134度41.54分)	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市約島鼻灯台中心点 ア Aから255度56.38分858メートルの地点 イ Aから254度58.63分841メートルの地点 ウ Aから253度40.36分844メートルの地点 エ Aから254度2.92分865メートルの地点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市福良甲、福良乙、福良丙	—
共第318号	福良漁業協同組合 南淡漁業協同組合	南あわじ市押笠岬地先	次の点のうちアを中心として直径50メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.49分、東経134度42.06分) ア (北緯34度13.49分、東経134度41.99分)	次の点のうちアを中心として直径50メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市約島鼻灯台中心点 ア Aから184度1,900メートルの地点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市福良甲、福良乙、福良丙、阿万塩屋町(中西)、阿万吹上町、阿万西町(丸田)、龍仁頃、灘地野、灘土生、灘吉野、灘黒岩、灘米川、灘円美、灘油谷	—

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第319号	福良漁業協同組合 南浜漁業協同組合	同上	次の点のうちアを中心として直径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.49分、東経134度42.06分) ア (北緯34度13.52分、東経134度41.99分)	次の点のうちアを中心として直径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市釣島鼻灯台中心点 ア Aから184度1,850メートルの地点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年5月1日から令和15年8月31日まで	団体	南あわじ市福良甲、福良乙、福良丙、阿万塩原町(中西)、阿万吹上町、阿万西町(丸田)、藤仁坂、藤地野、藤土生、藤吉野、藤黒岩、藤末川、藤田英、藤田谷	—

兵庫県但馬海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第201号	但馬漁業協同組合	豊岡市地先	次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線並びにDとEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度39.47分、東経134度52.05分 B 北緯35度39.51分、東経134度52.07分 C 北緯35度39.61分、東経134度48.97分 D 北緯35度38.53分、東経134度49.49分 E 北緯35度38.45分、東経134度49.69分 ア 北緯35度39.64分、東経134度52.05分 イ 北緯35度39.77分、東経134度48.95分	次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線並びにDとEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における京都府・兵庫県界 B 京都府兵庫県界地先の平岩中央 C 豊岡市瀬戸・竹野町田久日界の御持ちの滝（通称ヒイゴの滝） D 豊岡市気比港大橋右岸下流基柱 E 豊岡市小島港大橋左岸下流基柱 ア Bから353度40分250メートルの点 イ Cから353度40分300メートルの点	第一種共同漁業	はばのり漁業 のり漁業 そぞ漁業 わかめ漁業 もずく漁業 うみざうめん漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 かじめ漁業 あらめ漁業 むかででのり漁業 いかい漁業 くろくら漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ずめ漁業 さざえ漁業 にし漁業 かめのて漁業 ほい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 しじみ漁業	9月1日から5月31日まで 9月1日から5月31日まで 9月1日から5月31日まで 3月1日から7月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊岡市田結、気比、小島、瀬戸、津居山	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第202号	但馬漁業協同組合	豊岡市地先	次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線並びにDとEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度39.47分、東経134度52.05分 B 北緯35度39.51分、東経134度52.07分 C 北緯35度39.61分、東経134度48.97分 D 北緯35度38.53分、東経134度49.49分 E 北緯35度38.45分、東経134度49.69分 ア 北緯35度40.31分、東経134度51.96分 イ 北緯35度40.15分、東経134度48.90分	次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線並びにDとEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における京都府・兵庫県界 B 京都府・兵庫県界地先の平岩中央 C 豊岡市瀬戸・竹野町田久日界の御持ちの滝（通称ヒイゴの滝） D 豊岡市気比港大橋右岸下流基柱 E 豊岡市小島港大橋左岸下流基柱 ア Bから353度40分1,500メートルの点 イ Cから353度40分1,000メートルの点	第二種共同漁業	いそ刺網漁業 とびうお刺網漁業 かます刺網漁業 いかかご漁業 雑魚かご漁業	3月1日から10月31日まで 5月1日から7月31日まで 3月1日から11月30日まで 3月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊岡市田結、気比、小島、瀬戸、津居山	—
共第203号	但馬漁業協同組合	豊岡市地先	次の点のうちA、ア及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度39.34分、東経134度50.90分 B 北緯35度39.34分、東経134度50.35分 C 北緯35度39.02分、東経134度50.37分 ア 北緯35度39.34分、東経134度50.53分	次の点のうちA、ア及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市田結神水鼻 B 豊岡市津居山石金島頂上 C 豊岡市気比津居山港新防波堤突端 ア AとBを結んだ線とCから22度の線との交点	第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊岡市田結、気比、小島、瀬戸、津居山	—
共第204号	但馬漁業協同組合	豊岡市沖合	次の点のうちア、イ、エ、ウ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度39.58分、東経134度51.15分 B 北緯35度39.42分、東経134度49.48分 ア 北緯35度41.82分、東経134度51.18分 イ 北緯35度41.64分、東経134度49.21分 ウ 北緯35度41.34分、東経134度51.25分 エ 北緯35度41.16分、東経134度49.27分	次の点のうちア、イ、エ、ウ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市田結ステガ鼻北端 B 豊岡市瀬戸獅子ヶ鼻北端 ア A点から0度40分の線とBから29度40分の線との交点 イ アから263度40分3,000メートルの点 ウ アから173度40分900メートルの点 エ イから173度40分900メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊岡市田結、気比、小島、瀬戸、津居山	—

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第205号	但馬漁業協同組合	豊岡市竹野町地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線並びにEとFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度39.61分、東経134度48.97分 B 北緯35度40.23分、東経134度47.92分 C 北緯35度40.47分、東経134度45.87分 D 北緯35度39.74分、東経134度43.92分 E 北緯35度39.52分、東経134度45.67分 F 北緯35度39.55分、東経134度45.60分 ア 北緯35度39.77分、東経134度48.95分 イ 北緯35度40.34分、東経134度47.90分 ウ 北緯35度40.58分、東経134度45.85分 エ 北緯35度40.12分、東経134度43.91分	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線並びにEとFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市瀬戸・竹野町田久日界の御持ちの滝（通称ヒイゴの滝） B 豊岡市竹野町田久日向山104番地の6平井の鼻北端 C 豊岡市竹野町竹野字賀島1番地猫崎北端 D 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端 E 豊岡市竹野町竹野538番地の3竹野橋上流右岸の基柱 F 豊岡市竹野町599番地竹野橋上流左岸の基柱 ア Aから353度40分300メートルの点 イ Bから353度40分200メートルの点 ウ Cから353度40分200メートルの点 エ Dから358度40分700メートルの点	第一共同漁業	はばのり漁業 のり漁業 そぞ漁業 わかめ漁業 もずく漁業 うみぞうめん漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 かじめ漁業 あらめ漁業 むかでのり漁業 いかい漁業 くろくら漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ずめ漁業 さざえ漁業 にし漁業 かめのて漁業 ばい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	9月1日から5月31日まで 9月1日から5月31日まで 9月1日から5月31日まで 9月1日から7月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊岡市竹野町田久日、宇日、竹野、切浜、浜須井	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第206号	但馬漁業協同組合	豊岡市竹野町地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線並びにEとFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度39.61分、東経134度48.97分 B 北緯35度40.23分、東経134度47.92分 C 北緯35度40.47分、東経134度45.87分 D 北緯35度39.74分、東経134度43.92分 E 北緯35度39.52分、東経134度45.67分 F 北緯35度39.55分、東経134度45.60分 ア 北緯35度40.15分、東経134度48.90分 イ 北緯35度40.60分、東経134度47.87分 ウ 北緯35度40.85分、東経134度45.81分 エ 北緯35度40.28分、東経134度43.90分	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線並びにEとFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市瀬戸・竹野町田久日界の御持ちの滝（通称ヒイゴの滝） B 豊岡市竹野町田久日向山104番地の6平井の鼻北端 C 豊岡市竹野町竹野字賀島1番地猫崎北端 D 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端 E 豊岡市竹野町竹野538番地の3竹野橋上流右岸の基柱 F 豊岡市竹野町竹野599番地竹野橋上流左岸の基柱 ア Aから353度40分1,000メートルの点 イ Bから353度40分700メートルの点 ウ Cから353度40分700メートルの点 エ Dから358度40分1,000メートルの点	第二共同漁業	いそ刺網漁業 いかかご漁業 雑魚かご漁業	3月1日から10月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊岡市竹野町田久日、宇日、竹野、切浜、浜須井	—
共第208号	但馬漁業協同組合	豊岡市竹野町地先	次の点のうちA、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度39.76分、東経134度45.31分 B 北緯35度39.75分、東経134度45.50分 C 北緯35度39.73分、東経134度45.52分	次の点のうちA、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町竹野蛇東端 B 豊岡市竹野町竹野港旧港西防波堤北西部 C 豊岡市竹野町竹野港旧港西防波堤西侧線基部	第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊岡市竹野町田久日、宇日、竹野、切浜、浜須井	—
共第210号	但馬漁業協同組合	豊岡市竹野町沖合	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度40.23分、東経134度47.92分 B 北緯35度39.91分、東経134度44.58分 ア 北緯35度41.59分、東経134度45.40分	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町田久日向山104番地の6平井の鼻北端 B 豊岡市竹野町切浜黒崎鼻北西端（通称色ヶ崎） ア Aから303度40分の線とBから21度40分の線との交点	第三種共同漁業	つきあい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊岡市竹野町田久日、宇日、竹野、切浜、浜須井	—
共第211号	但馬漁業協同組合	豊岡市竹野町沖合	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度40.16分、東経134度45.65分 B 北緯35度40.02分、東経134度43.88分 ア 北緯35度41.83分、東経134度44.46分	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町竹野字賀島1番地赤島頂上 B 美方郡香美町香住区相谷地先龍イブリ岩頂上 ア Aから329度40分の線とBから14度40分の線との交点	第三種共同漁業	つきあい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊岡市竹野町田久日、宇日、竹野、切浜、浜須井	—

[illegible]

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第221号	但馬漁業協同組合	美方郡香美町香住区下	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度39.62分、東経134度35.66分 B 北緯35度39.66分、東経134度34.69分 ア 北緯35度41.11分、東経134度34.93分	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字オハッセ地先 東赤島北西端 B 美方郡香美町香住区鰐松ヶ崎493番地松ヶ崎北西端 ア Aから338度10分の線とBから7度40分の線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡香美町香住区境、一日市、若松、香住、七日市、矢田、下浜	—
共第222号	但馬漁業協同組合	美方郡香美町香住区鰐	次の点うちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度39.66分、東経134度34.69分 B 北緯35度40.22分、東経134度32.33分 C 北緯35度40.07分、東経134度31.69分 ア 北緯35度39.79分、東経134度34.67分 イ 北緯35度40.28分、東経134度32.32分 ウ 北緯35度40.34分、東経134度31.66分	次の点うちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鰐松ヶ崎493番地の界（松ヶ崎） B 美方郡香美町香住区余部字御崎余部崎北端 C 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端 ア Aから353度40分250メートルの点 イ Bから353度40分100メートルの点 ウ Cから353度40分500メートルの点	第一種共同漁業	はばのり漁業 のり漁業 そぞ漁業 わかめ漁業 もずく漁業 うみぞうめん漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 かじめ漁業 あらめ漁業 むかでのり漁業 いがい漁業 くろくら漁業 かき漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ずめ漁業 さぎえ漁業 にし漁業 かめのて漁業 ばい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	9月1日から5月31日まで 9月1日から5月31日まで 9月1日から5月31日まで 3月1日から7月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡香美町香住区鰐、余部	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第223号	但馬漁業協同組合	美方郡香美町香住区鰐	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度39.66分、東経134度34.69分 B 北緯35度40.07分、東経134度31.69分 ア 北緯35度40.46分、東経134度34.58分 イ 北緯35度40.61分、東経134度31.62分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鰐松ヶ崎493番地の界（松ヶ崎） B 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端 ア Aから353度40分1,500メートルの点 イ Bから353度40分1,000メートルの点	第二種共同漁業	いそ刺網漁業 とびうお刺網漁業 いかかご漁業 鱈魚かご漁業	3月1日から10月31日まで 5月1日から7月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡香美町香住区鰐、余部	—
共第224号	但馬漁業協同組合他11町	美方郡香美町香住区余部	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度40.07分、東経134度31.69分 B 北緯35度39.98分、東経134度31.03分 ア 北緯35度40.34分、東経134度31.66分 イ 北緯35度40.25分、東経134度30.99分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端 B 最大高潮時海岸線における美方郡香美町・新温泉町界（鰐崎北端） ア Aから353度40分500メートルの点 イ Bから353度40分500メートルの点	第一種共同漁業	はばのり漁業 のり漁業 そぞ漁業 わかめ漁業 もずく漁業 うみぞうめん漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 かじめ漁業 あらめ漁業 むかでのり漁業 いがい漁業 くろくら漁業 かき漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ずめ漁業 さぎえ漁業 にし漁業 かめのて漁業 ばい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	9月1日から5月31日まで 9月1日から5月31日まで 9月1日から5月31日まで 3月1日から7月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡香美町香住区余部、同郡新温泉町三尾	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第225号	但馬漁業協同組合他11町	美方郡香美町香住区余部	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度40.07分、東経134度31.69分 B 北緯35度39.98分、東経134度31.03分 ア 北緯35度40.61分、東経134度31.62分 イ 北緯35度40.51分、東経134度30.96分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端 B 最大高潮時海岸線における美方郡香美町・新温泉町界（鰐崎北端） ア Aから353度40分1,000メートルの点 イ Bから353度40度1,000メートルの点	第二種共同漁業	いそ刺網漁業 とびうお刺網漁業 かます刺網漁業 鱈魚小型定置網漁業 いかかご漁業	3月1日から10月31日まで 5月1日から7月31日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡香美町香住区余部、同郡新温泉町三尾	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第226号	浜坂漁業協同組合	美方郡香美町と同郡新	次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線、Cとウを結んだ線並びにオとエを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度39.98分、東経134度31.03分 B 北緯35度38.17分、東経134度26.42分 C 北緯35度38.17分、東経134度26.39分 D 北緯35度37.81分、東経134度27.16分 ア 北緯35度40.25分、東経134度30.99分 イ 北緯35度38.31分、東経134度26.41分 ウ 北緯35度38.14分、東経134度26.40分 エ 北緯35度37.82分、東経134度27.20分 オ 北緯35度37.74分、東経134度26.85分	次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線、Cとウを結んだ線並びにオとエを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における美方郡香美町新温泉町界（鰯崎北端） B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端（通称赤島東端） C 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城西端（通称赤島西端） D 美方郡新温泉町岸田川右岸堤防北端 ア Aから353度40分500メートルの点 イ Bから353度40分250メートルの点 ウ Cから173度40分の線と対岸との交点 エ Dから73度40分の線と対岸との交点 オ Dから253度40分の線と対岸との交点	第一種共同漁業	のり漁業 そぞ漁業 わかめ漁業 もずく漁業 うみぞうめん漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 かじめ漁業 あらめ漁業 いがい漁業 くろくち漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ずめ漁業 さざえ漁業 にし漁業 かめのて漁業 ばい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	9月1日から5月31日まで 9月1日から5月31日まで 3月1日から7月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡新温泉町三尾、浜坂、芦屋	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第227号	浜坂漁業協同組合	美方郡新温泉町三尾が	次の点のうちA、ア、イ、ウ、C及びD、エ並びにオ、Eを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度39.98分、東経134度31.03分 B 北緯35度39.77分、東経134度30.17分 C 北緯35度38.17分、東経134度26.42分 D 北緯35度38.17分、東経134度26.39分 E 北緯35度37.81分、東経134度27.16分 ア 北緯35度40.51分、東経134度30.96分 イ 北緯35度40.21分、東経134度29.78分 ウ 北緯35度38.71分、東経134度26.35分 エ 北緯35度38.14分、東経134度26.40分 オ 北緯35度37.73分、東経134度27.17分	次の点のうちA、ア、イ、ウ、C及びD、エ並びにオ、Eを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における美方郡香美町・新温泉町界（鰯崎） B 美方郡新温泉町三尾大島北端 C 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端（通称赤島東端） D 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城西端（通称赤島西端） E 美方郡新温泉町清富オリ島西端 ア Aから353度40分1,000メートルの点 イ Bから323度40分1,000メートルの点 ウ Cから353度40分1,000メートルの点 エ Dから173度40分の方位線と対岸との交点 オ Eから173度40分の方位線と対岸との交点	第二種共同漁業	いそ刺網漁業 とびうお刺網漁業 かます刺網漁業 糠魚小型定置網漁業 いかご漁業	3月1日から10月31日まで 5月1日から7月31日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡新温泉町三尾、浜坂、芦屋	—
共第228号	浜坂漁業協同組合	美方郡新温泉町芦屋地	次の点アとBを結んだ線及びA、イ、ウ並びにCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度38.17分、東経134度26.42分 B 北緯35度38.17分、東経134度26.39分 C 北緯35度38.01分、東経134度26.21分 ア 北緯35度38.31分、東経134度26.41分 イ 北緯35度38.14分、東経134度26.40分 ウ 北緯35度38.20分、東経134度26.19分	次の点アとBを結んだ線及びA、イ、ウ並びにCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端（通称赤島東端） B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城西端（通称赤島西端） C 美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎東端 ア Bから173度40分の方位線と対岸との交点 イ Aから353度40分250メートルの点 ウ Cから353度40分350メートルの点	第一種共同漁業	のり漁業 そぞ漁業 わかめ漁業 もずく漁業 うみぞうめん漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 かじめ漁業 あらめ漁業 いがい漁業 くろくち漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ずめ漁業 さざえ漁業 にし漁業 かめのて漁業 ばい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	9月1日から5月31日まで 9月1日から5月31日まで 3月1日から7月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡新温泉町浜坂、芦屋、諸寄、釜屋	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
共第229号	浜坂漁業協同組合	美方郡新温泉町芦屋地	次の点ウ、B及びA、ア、イ、Cを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度38.17分、東経134度26.42分 B 北緯35度38.17分、東経134度26.39分 C 北緯35度38.01分、東経134度26.21分 ア 北緯35度38.71分、東経134度26.35分 イ 北緯35度38.55分、東経134度26.14分 ウ 北緯35度38.14分、東経134度26.40分	次の点ウ、B及びA、ア、イ、Cを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端（通称赤島東端） B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城西端（通称赤島西端） C 美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎東端 ア Aから353度40分1,000メートルの点 イ Cから353度40分1,000メートルの点 ウ Bから173度40分の方位線と対岸との交点	第二種共同漁業	いそ刺網漁業 とびうお刺網漁業 かます刺網漁業 糠魚小型定置網漁業 いかご漁業	3月1日から10月31日まで 5月1日から7月31日まで 5月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡新温泉町浜坂、芦屋、諸寄、釜屋	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
共第230号	浜坂漁業協同組合	美方郡新温泉町浜坂及	次の点のうちA、ア及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度38.41分、東経134度27.70分 B 北緯35度38.17分、東経134度26.42分 C 北緯35度37.79分、東経134度26.75分 ア 北緯35度38.25分、東経134度26.81分	次の点のうちA、ア及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町清富鬼門崎北端 B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端（通称赤島東端） C 美方郡新温泉町芦屋浜坂漁港東防波堤基部（付根）東側 ア Cから5度40分の方位線とA、Bを結んだ線との交点	第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡新温泉町浜坂、芦屋	－
共第231号	浜坂漁業協同組合	美方郡新温泉町三尾沖	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度39.75分、東経134度30.10分 B 北緯35度39.45分、東経134度29.70分 ア 北緯35度39.98分、東経134度29.75分	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町三尾地先大島北西端 B 美方郡新温泉町三尾地先立島頂上 ア Aから308度40分の方位線とBから4度40分の方位線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡新温泉町三尾、浜坂、芦屋	－
共第232号	浜坂漁業協同組合	美方郡新温泉町清富鬼	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度38.79分、東経134度28.76分 B 北緯35度38.41分、東経134度27.70分 ア 北緯35度39.50分、東経134度27.85分	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町田井浜崎鼻西端 B 美方郡新温泉町清富鬼門崎北端 ア Aから313度40分の方位線とBから6度40分の方位線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡新温泉町浜坂、芦屋	－
共第233号	浜坂漁業協同組合	美方郡新温泉町芦屋地	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度38.41分、東経134度27.70分 B 北緯35度38.16分、東経134度26.38分 ア 北緯35度39.04分、東経134度26.45分	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町清富鬼門崎北端 B 美方郡新温泉町芦屋地先中矢城 ア Aから301度40分の方位線とBから3度40分の方位線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡新温泉町浜坂、芦屋	－
共第234号	浜坂漁業協同組合	美方郡新温泉町三尾沖	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度39.72分、東経134度30.18分 ア 北緯35度40.03分、東経134度30.32分	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町三尾大島灯台 ア Aから20度600メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡新温泉町三尾、浜坂、芦屋、諸寄、釜屋、居組	－
共第235号	浜坂漁業協同組合	美方郡新温泉町清富鬼	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度38.09分、東経134度26.33分 ア 北緯35度39.04分、東経134度27.41分	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町浜坂漁港矢城ヶ鼻灯台 ア Aから43度2,400メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡新温泉町三尾、浜坂、芦屋、諸寄、釜屋、居組	－
共第236号	浜坂漁業協同組合	美方郡新温泉町清富鬼	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度38.09分、東経134度26.33分 ア 北緯35度39.06分、東経134度28.01分	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町浜坂漁港矢城ヶ鼻灯台 ア Aから55度3,100メートルの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡新温泉町三尾、浜坂、芦屋、諸寄、釜屋、居組	－
共第237号	浜坂漁業協同組合	美方郡新温泉町芦屋地	次の点A、ア、イ、C及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度38.01分、東経134度26.21分 B 北緯35度37.04分、東経134度24.41分 C 北緯35度37.14分、東経134度24.41分 ア 北緯35度38.20分、東経134度26.19分 イ 北緯35度37.24分、東経134度24.00分	次の点A、ア、イ、C及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎突端 B 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋・居組界 C 美方郡新温泉町釜屋・居組界地先沖の黒島頂上 ア Aから353度40分350メートルの点 イ Cから333度40分500メートルの点	第一種共同漁業	のり漁業 そで漁業 わかめ漁業 もずく漁業 うみぞうめん漁業 でんぐさ漁業 ほんだわら漁業 かじめ漁業 あらめ漁業 いがい漁業 くろくり漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ずめ漁業 さざえ漁業 にし漁業 かめので漁業 ばい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	9月1日から5月31日まで 9月1日から5月31日まで 3月1日から7月31日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡新温泉町諸寄、釜屋	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第245号	浜坂漁業協同組合	美方郡新温泉町居組地	次の点A、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度36.82分、東経134度23.08分 B 北緯35度37.01分、東経134度23.12分 C 北緯35度36.86分、東経134度22.22分	次の点A、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町居組大戸浜砂防波堤突端 B 美方郡新温泉町居組地先横島（白灯台） C 兵庫県鳥取県界（汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱）	第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡新温泉町居組	—
共第246号	浜坂漁業協同組合	美方郡新温泉町居組沖	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度37.15分、東経134度22.84分 B 北緯35度36.86分、東経134度22.22分 ア 北緯35度37.51分、東経134度22.47分	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町居組地先大振島頂上 B 兵庫県・鳥取県界（汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱） ア Aから319度40分の方位線とBから17度40分の方位線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡新温泉町居組	—
共第247号	浜坂漁業協同組合	美方郡新温泉町居組沖	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度36.86分、東経134度22.22分 B 北緯35度37.01分、東経134度23.12分 ア 北緯35度38.38分、東経134度22.94分	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 兵庫県・鳥取県界（汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱） B 美方郡新温泉町居組地先横島（白灯台） ア Aから21度10分の方位線とBから353度40分の方位線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡新温泉町居組	—
共第248号	浜坂漁業協同組合	美方郡新温泉町居組沖	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度36.86分、東経134度22.22分 B 北緯35度37.01分、東経134度23.12分 ア 北緯35度38.28分、東経134度22.18分	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 兵庫県・鳥取県界（汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱） B 美方郡新温泉町居組地先横島（白灯台） ア Aから358度40分の方位線とBから328度40分の方位線との交点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	美方郡新温泉町居組	—